

第3期
山辺町子ども・子育て支援事業計画

令和7年度～令和11年度



令和7年3月
山形県山辺町

ごあいさつ

子どもや子育て家庭を取り巻く環境は、少子化、核家族化、デジタル化、グローバル化、価値観の多様化など大きく変化しています。

平成 27 年 4 月から「子ども・子育て関連 3 法」が施行され、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する子ども・子育て支援新制度がスタートしました。また、国は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性から、幼児教育の負担軽減を図る総合的な少子化対策として、令和元年 10 月から「幼児教育・保育の無償化」をスタートさせています。



本町では、平成 24 年 8 月に制定された「子ども・子育て支援法」に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として、町民の多様な保育・子育て支援ニーズに応え、本町の子ども・子育て支援を総合的、計画的に推進するため、平成 26 年度に「山辺町子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年度～平成 31 年度）」を、平成 31 年度に「第二期山辺町子ども・子育て支援事業計画（令和 2 年度～令和 6 年度）」を策定し、各事業を計画的に推進してまいりました。

この度、現行計画が最終年度を迎えることから、これまでの成果や現状と課題を再度、分析・整理し、新たに「第 3 期山辺町子ども・子育て支援事業計画（令和 7 年度～令和 11 年度）」を策定しました。今後は、本計画に基づき、更なる子育て支援の充実に向け、取り組んでまいります。

また、山辺町第 5 次総合計画の基本理念「みんながつながる 協働のまち やまのべ ～未来へつなぐ 自慢のまち～」にあるように、未来につながる子どもたちは社会の宝であり、未来の町を担う大切な存在です。将来を担う子どもたちが、地域に見守られながら健やかに成長し、住み続けたいと思える魅力あふれるまちづくりと併せて、時代の変化や流れに後れを取ることなく施策を展開してまいりますので、町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びになりますが、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました町民の皆様、多大なるご尽力を賜りました子ども子育て支援推進会議の委員の皆様に対しまして、心から感謝申し上げます。

令和 7 年 3 月

山辺町長 安達 春彦

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 上位計画・関連計画との関係	2
4 計画の期間	3
5 子ども・子育てに関する主な法律・制度	4
6 計画の策定体制と住民意見の反映	6
7 県や近隣市町村との連携	6
8 持続可能な開発目標（SDGs）について	7
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題	11
1 本町における人口と子ども人口の状況	11
2 子育て家庭の状況	13
3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況	20
4 子育て支援事業の利用状況	29
5 現行施策・事業の評価等	33
6 本町における子育て支援に関わる課題	35
第3章 計画の基本的な考え方	39
1 計画の基本理念	39
2 計画の基本目標	39
3 計画の施策体系	40
第4章 子育てに関する施策の取組と評価	43
基本目標Ⅰ 安心して子育てのできる家庭環境とネットワーク社会づくり	43
推進施策1 地域における子育て支援	43
推進施策2 母性・乳児～思春期までの健康の確保及び増進	48
推進施策3 虐待防止対策の充実	52
推進施策4 障がいのある子どもを支援する施策の充実	55
基本目標Ⅱ 子育てと仕事の両立を支援するための社会づくり	57
推進施策1 職業生活と家庭生活の両立支援	57
基本目標Ⅲ 子どものための福祉と教育の充実	63
推進施策1 子育てを支援する生活環境の整備	63
推進施策2 子どもの安全の確保	64
推進施策3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	68

第5章 子ども・子育て支援事業の展開	75
1 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正	75
2 計画の基本的記載事項	75
3 教育・保育事業等の提供区域	77
4 児童人口の将来推計	78
5 教育・保育の量の見込みと確保方策	79
6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	82
7 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について	91
8 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項	92
第6章 計画の推進・評価体制	95
1 計画の推進体制	95
2 計画の公表及び周知	95
3 計画の評価と進行管理	95
資料編	99
1 山辺町子ども・子育て支援推進会議	99
2 用語解説	103

第1章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

我が国の少子化は急速に進行しており、合計特殊出生率は、平成29年では 1.43、令和5年では 1.20 と減少傾向が続いています。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立や子育てに不安を抱える保護者の増加、共働きの増加に伴う低年齢児の保育ニーズの増大など、家庭環境や地域における子育てをめぐる環境の著しい変化の中にあり、これらの変化に対応すべく子育て環境の整備が求められています。

そのため、国においては、平成24年8月、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て関連3法」を成立させ、これらの法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」の開始に当たり、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、市町村ごとに「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとしています。

令和元年10月からは、子どもたちに対し生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的として幼児教育・保育の無償化が実施され、共働き家庭等の「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう「新・放課後子ども総合プラン」を策定するなど、子ども・子育てに関する新たな取り組みを進めてきました。

令和5年4月には「こども家庭庁」が設立され、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行されました。さらに、同年12月には少子化対策社会基本法、こども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの大綱を一つに束ねた「こども大綱」が策定されました。

山辺町(以降「本町」という。)では、子ども・子育て支援法に基づき、平成26年度に「山辺町子ども・子育て支援事業計画」、また令和元年度に「第二期山辺町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「教育・保育施設等の計画的整備」や「質の高い幼児期の教育・保育の一体的な提供」、「地域子育ての支援の充実」及び「子どもの貧困対策」に向けた施策を推進してきました。

「第二期山辺町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で計画期間満了を迎えることから、社会環境の変化や本町の子育てを取り巻く現状、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、子育て支援の取組をより効果的に推進するため、「第3期山辺町子ども・子育て支援事業計画」(以下「本計画」という。)を策定いたします。

2 計画の位置づけ

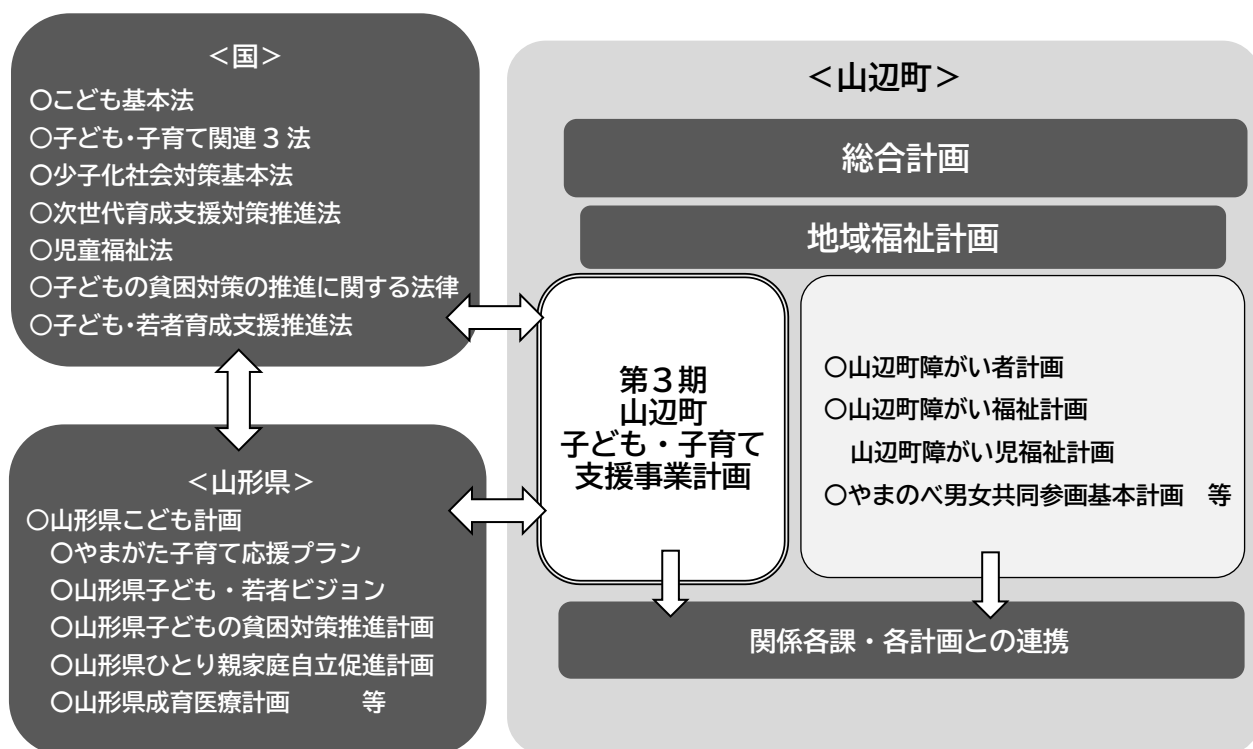
本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条第 1 項に基づく計画として、国の定めた子ども・子育て支援法に基づく基本指針(以下「基本指針」という。)に即して、策定するものです。

また、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく次世代育成支援対策推進行動計画の考えや取り組みを可能な限り踏襲した、「子ども・子育て支援」を総合的に推進していく事業計画と位置づけます。

3 上位計画・関連計画との関係

本計画の策定にあたっては、「みんながつながる 協働のまち やまのべ」を基本理念とした、「第5次山辺町総合計画」をはじめ、「第3次山辺町障がい者計画」、「第7期山辺町障がい福祉計画・第3期山辺町障がい児福祉計画」、「第2次やまのべ男女共同参画基本計画」との整合性を図りました。

■ 他計画等との連携



4 計画の期間

本計画の期間は、法に基づき令和7年度から令和11年度までの5年間とし、令和6年度に策定しました。また、計画内容と実態に大きな隔たりが見られた場合には、適宜、計画の見直しを行うものとしします。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第二期山辺町子ども・子育て支援事業計画									
					第3期山辺町子ども・子育て支援事業計画				

5 子ども・子育てに関する主な法律・制度

■ 子ども・子育て関連3法成立以降の子ども・子育てに関する主な法律、制度

平成	法律・制度等	内容
24年度	子ども・子育て関連3法	子ども・子育て支援事業の策定が明記。
25年度	待機児童解消加速化プラン	平成29年度末までに40万人分の保育の受け皿を確保。(⇒平成27年に50万人分に拡大)
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	子どもの貧困対策計画の策定が明記。 (⇒平成26年8月29日子どもの貧困対策に関する大綱閣議決定)
26年度	次世代育成支援対策推進法	令和7年3月末までの時限立法に延長。
27年度	子ども・子育て支援事業計画	新制度開始。市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画スタート。(計画期間：平成27年度～平成31年度)
	保育士確保プラン	加速化プランの確実な実施に向け、平成29年度末までに7万人の保育士を確保。 (⇒平成27年に9万人分に拡大)
	少子化社会対策大綱改定	子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取り組みの強化。
28年度	子ども・子育て支援法一部改正	待機児童解消加速化プランにより40万人⇒50万人分に上乗せされた10万人分の受け皿確保について、内訳の5万人分を企業主導型保育の設置により対応。
	ニッポン一億総活躍プラン	保育士の処遇について、新たに2%相当の改善。平成30年度以降も保育の確保に取り組む。
	切れ目のない保育のための対策	待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化。
	児童福祉法改正	児童虐待についての発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化に向けた、児童福祉法の理念明確化、子育て世代包括支援センター設置についての法定化など。 (一部平成29年4月施行)

平成	法律・制度等	内容
29年度	子育て安心プラン	令和2年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率80%を達成。
	新しい経済政策パッケージ	「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる。
30年度	子ども・子育て支援法一部改正	事業主拠出金の率の上限の引上げ、充当対象の拡大、待機児童解消等の取組の支援、広域調整の促進による待機児童の解消（都道府県がまとめ役となる）など。
	新・放課後子ども総合プラン	令和5年度末までに放課後児童クラブの約30万人分の受け皿の拡大と一体型放課後子供教室の促進。

令和	法律・制度等	内容
元年度	幼児教育・保育の無償化	10月より開始。認可保育サービスや幼稚園、認定こども園の利用について0～2歳の住民税非課税世帯、3～5歳の全世帯を対象に実施。
2年度	子ども・子育て支援事業計画（第2期）	市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（第2期）開始。（計画期間：令和2年度～令和6年度）
4年度	子ども・子育て支援法一部改正	市町村子ども・子育て支援事業計画に定める任意的記載事項の追加、施設型給付費等支給費用に充てることができる事業主拠出金の上限割合の引上げ、子育て支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度の創設。
	児童手当法の一部改正	児童手当の特例給付について、高所得者を対象外とする。
5年度	こども家庭庁の創設	こどもの最善の利益を第一として、こどもの視点に立った当事者目線の政策を強力に進めていくことを目指す。
	こども基本法の成立	全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とする。
	こども大綱の閣議決定	これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定める。

6 計画の策定体制と住民意見の反映

本計画の策定体制に向けては、第二期計画と同じく、保護者・保育施設関係者、教育関係者などの委員で構成している「山辺町子ども・子育て支援推進会議」を開催しました。委員からは計画策定に対する意見を求めるとともに、計画策定に必要な検討課題に関する審議結果を計画に反映しました。

また、本町の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、令和5年11月に子育て中の保護者を対象としたアンケート形式のニーズ調査を行いました。その調査結果から得られた子育ての現状や今後の子育て支援に係る意向等は、新たなサービスの目標事業量等の設定や子育て支援施策推進の検討資料として活用しました。計画書(最終案)ができた段階においてパブリックコメントを行い、町民から得られた計画最終案に対する意見等を精査しながら会議で協議・考察したうえで、必要に応じて町民意見を計画書に反映するように努めました。

7 県や近隣市町村との連携

子ども・子育て支援事業のニーズ量の設定や確保策については、町民が必要とするニーズ量が確保できるよう、庁内の関係部署や近隣市町村と協議・調整を行いながら、相互に連携を図りました。

また、近隣市町村間で協議・調整を進めていくうえで、県が中心となり、必要に応じて広域調整を行うことになっているため、県からは恒常的な情報交換や必要な環境の整備等の支援を受けました。

子ども・子育て支援の実施については、町民が希望するサービスを利用できるよう、地域の資源を有効に活用し、地域の実情に応じた市町村域を超えたサービスの利用や、個々のサービスの特性に留意する必要があるため、近隣市町村や保育事業者等との連携と協働に努めました。

8 持続可能な開発目標(SDGs)について

SDGs(エス ディー ジーズ)とは、平成 27 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」のことで、2030 年までに達成する 17 の目標と 169 のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。SDGsは発展途上国だけでなく、先進国自身に取り組む普遍的なものであり、自治体においても地方創生を推進するため、その達成に向けた推進が求められています。

本町においても、「誰一人として取り残さない」という包括的な視点のもと、全ての人の平等かつ公平な社会参画をめざし、取り組みを進めていきます。

本計画に関連するSDGsの目標は、以下のとおりです。



第2章

子ども・子育て支援の現状と課題

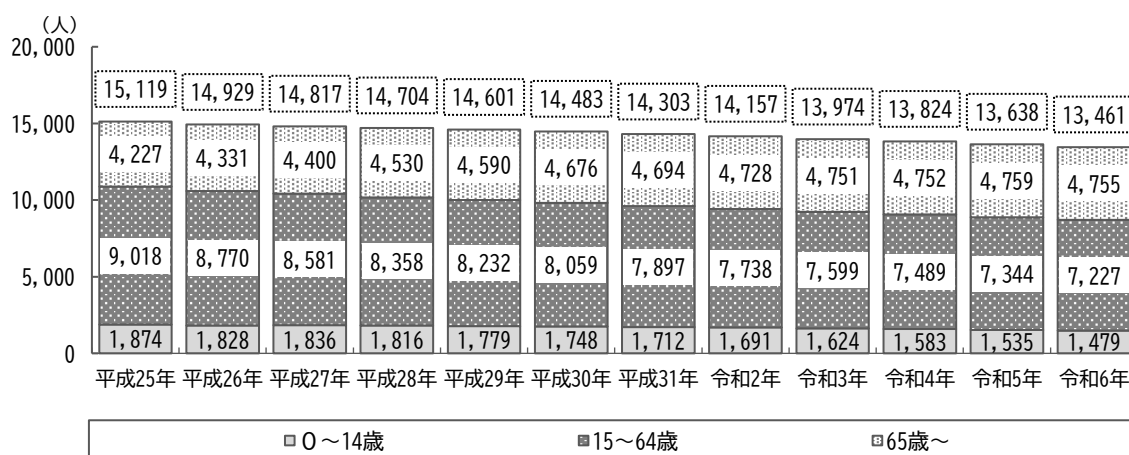
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

1 本町における人口と子ども人口の状況

(1)人口と子ども人口の推移

本町の人口は平成 25 年から令和6年にかけて1,658人(11.0%)減少しています。3階級別人口をみると、老年人口(65歳以上)は増加傾向にありましたが、令和6年は減少しています。また、生産年齢人口(15～64歳)、年少人口(0～14歳)も減少しています。

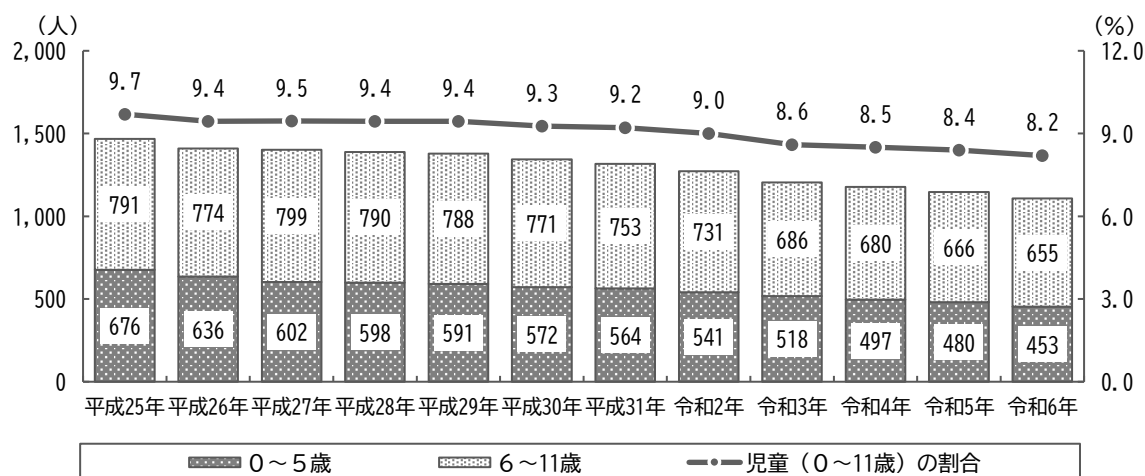
■ 3階級別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

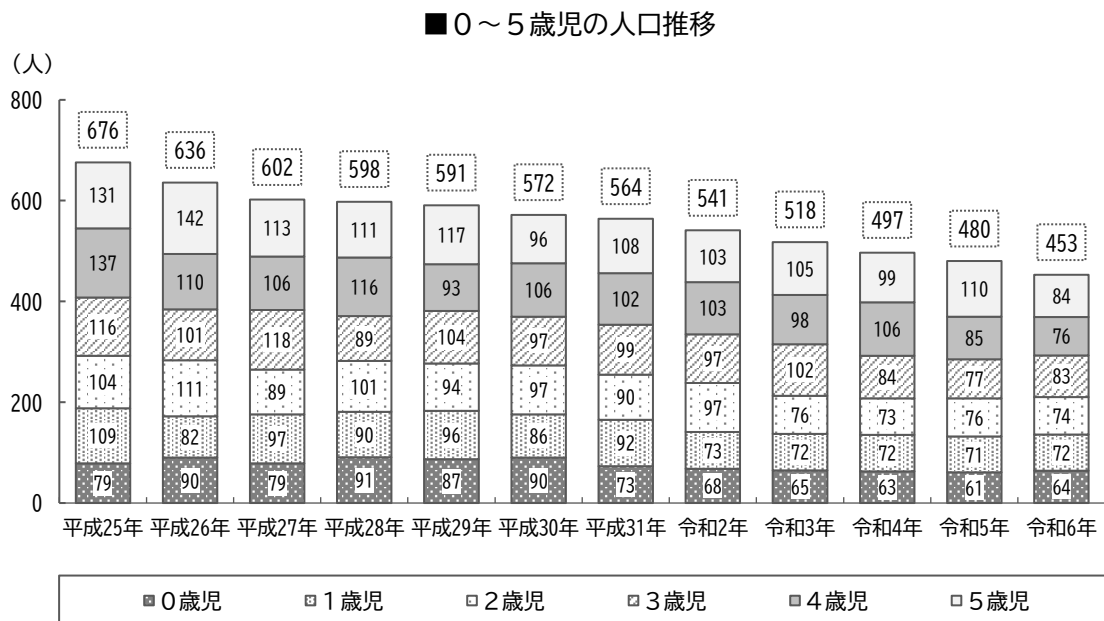
子ども人口も、総人口に対する児童(0～11歳)の割合は低下を続け、令和6年には8.2%となっています。

■ 子ども人口(0～11歳)の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

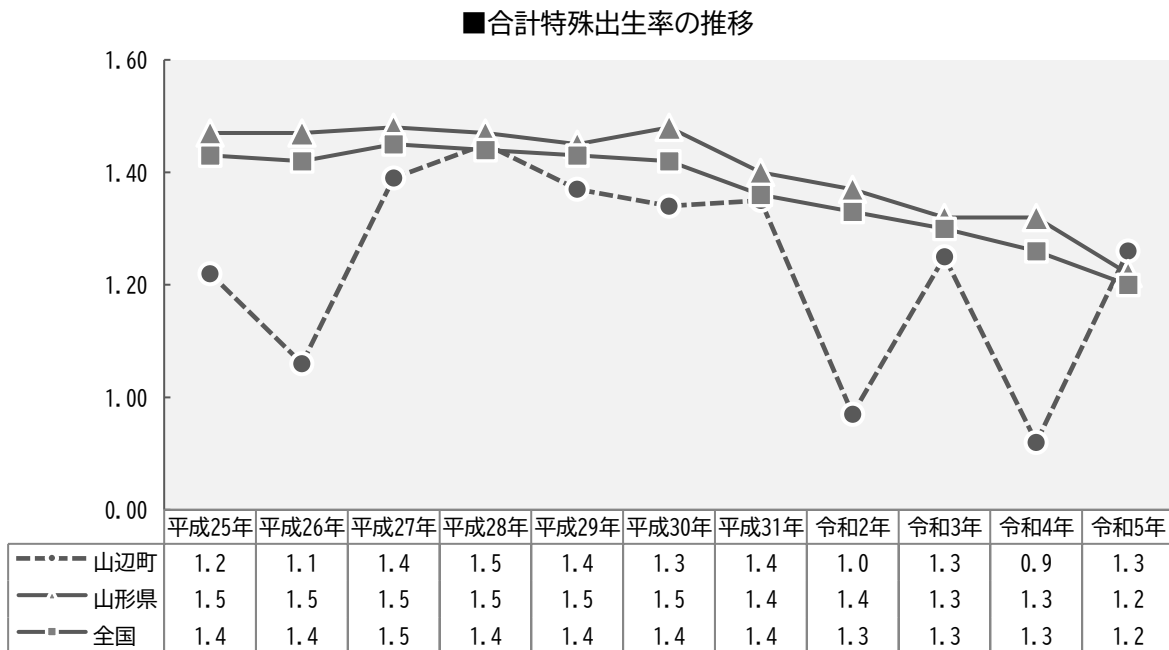
さらに就学前児童(0～5歳)の1歳階級別人口推移をみると、平成 25 年から令和6年にかけて 223 人(32.5%)減少しており、令和6年では全ての階級で 100 人未満となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(2)合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率は、全国・県と比較すると変動が大きく、平成 25 年から平成 26 年で全国・県を大きく下回り、令和2年は 1.0%、令和4年では1割に満たない状況です。



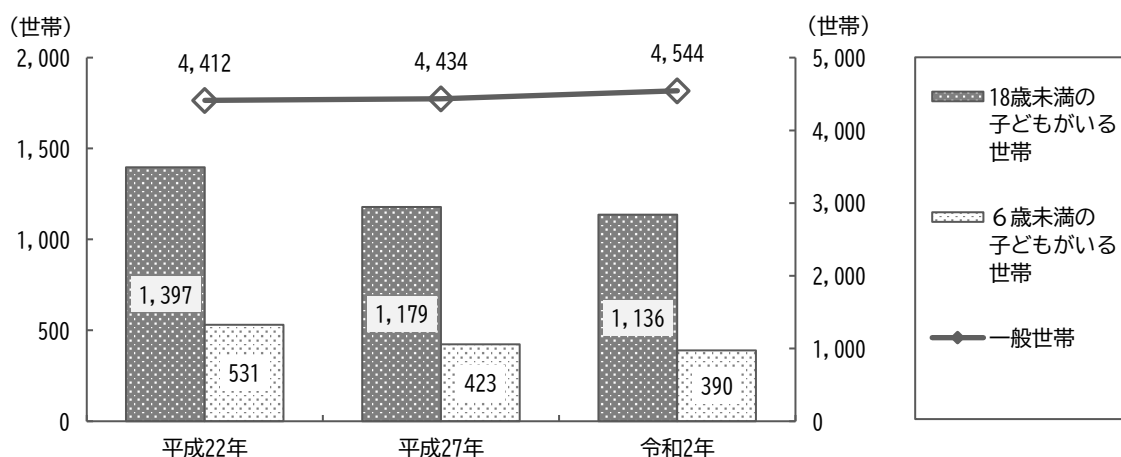
資料：山形県統計年鑑(全国のみ保健福祉統計年報)

2 子育て家庭の状況

(1) 子育て世帯の推移

平成 22 年から令和2年の子育て世帯の推移をみると、一般世帯は増加しているものの、6歳未満の子どもがいる世帯、18歳未満の子どもがいる世帯はともに減少しています。

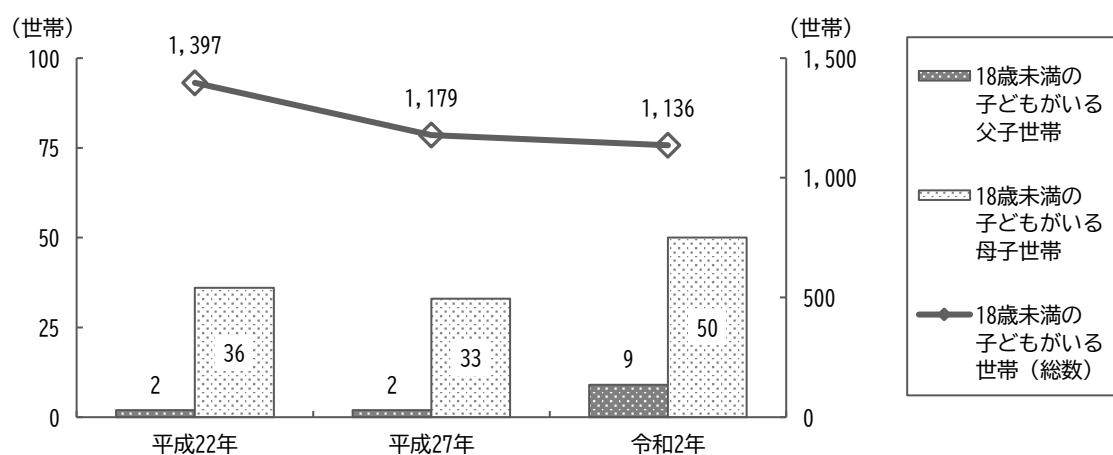
■子育て世帯（18歳未満の子どもがいる世帯）の推移



資料：国勢調査

18歳未満の子どもがいる世帯の総世帯数は減少しているものの、平成27年から令和2年の18歳未満の子どもがいるひとり親世帯の推移をみると、母子世帯数は増加しています。

■18歳未満の子どもがいるひとり親世帯の推移



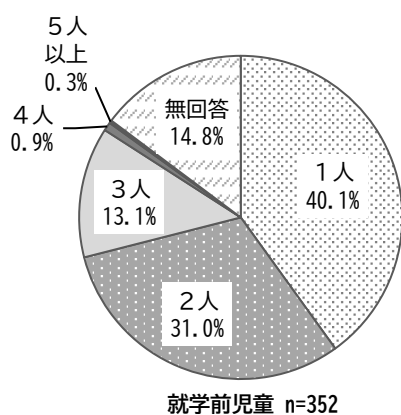
資料：国勢調査

(2)子育て世帯の子どもの人数と主な保育者

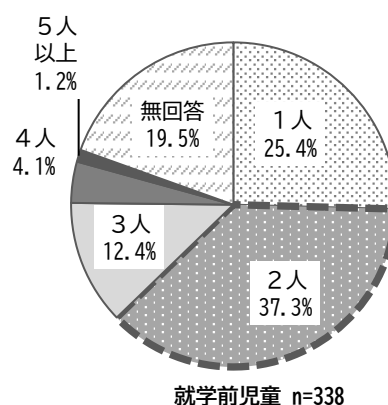
調査結果から子育て世帯の子どもの人数をみると、就学前児童の世帯では「2人」(37.3%)、小学生の世帯では「2人」(39.3%)が最も高くなっています。また、3人以上の子どもがいる世帯は、就学前児童で17.7%、小学生で22.8%となり、前回調査と比較すると、就学前児童では3.4ポイント、小学生では3.1ポイント高くなっています。

■子育て世帯の子ども人数

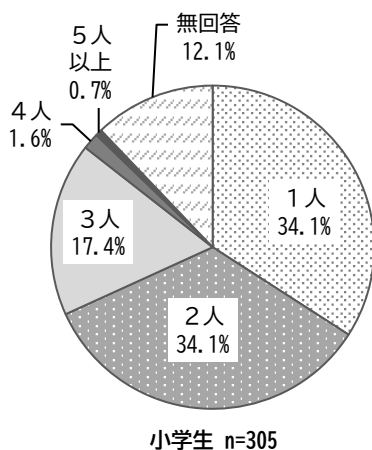
【H30 調査 (就学前児童)】



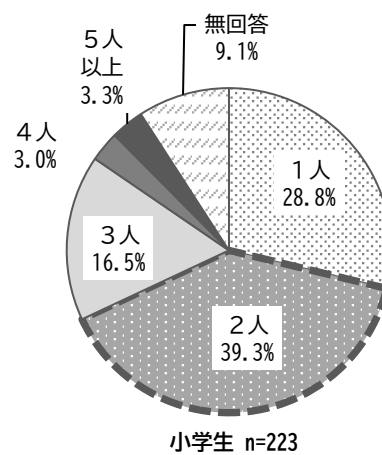
【R5 調査 (就学前児童)】



【H30 調査 (小学生)】

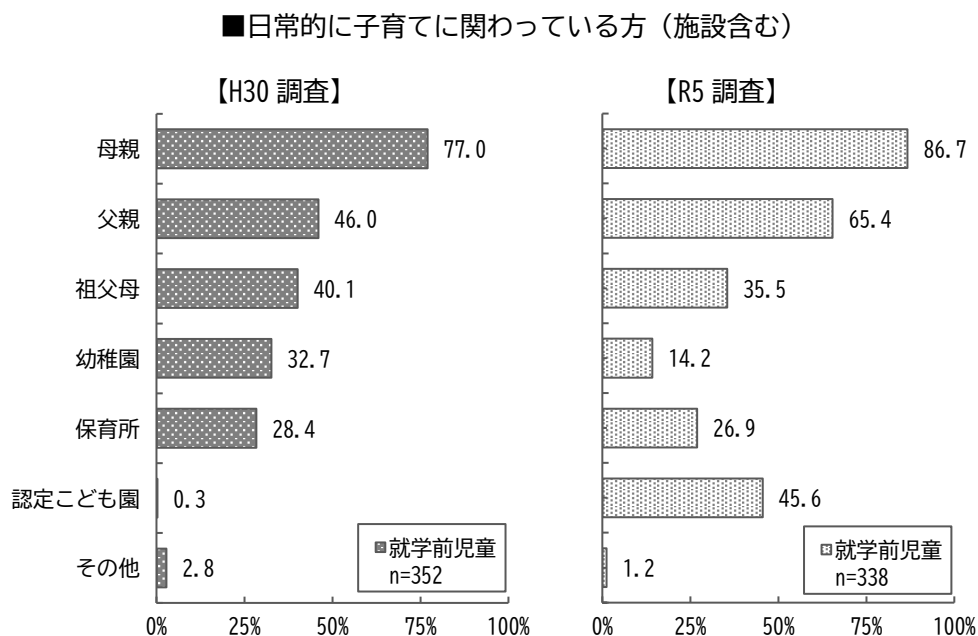


【R5 調査 (小学生)】



資料：子ども・子育てニーズ調査結果

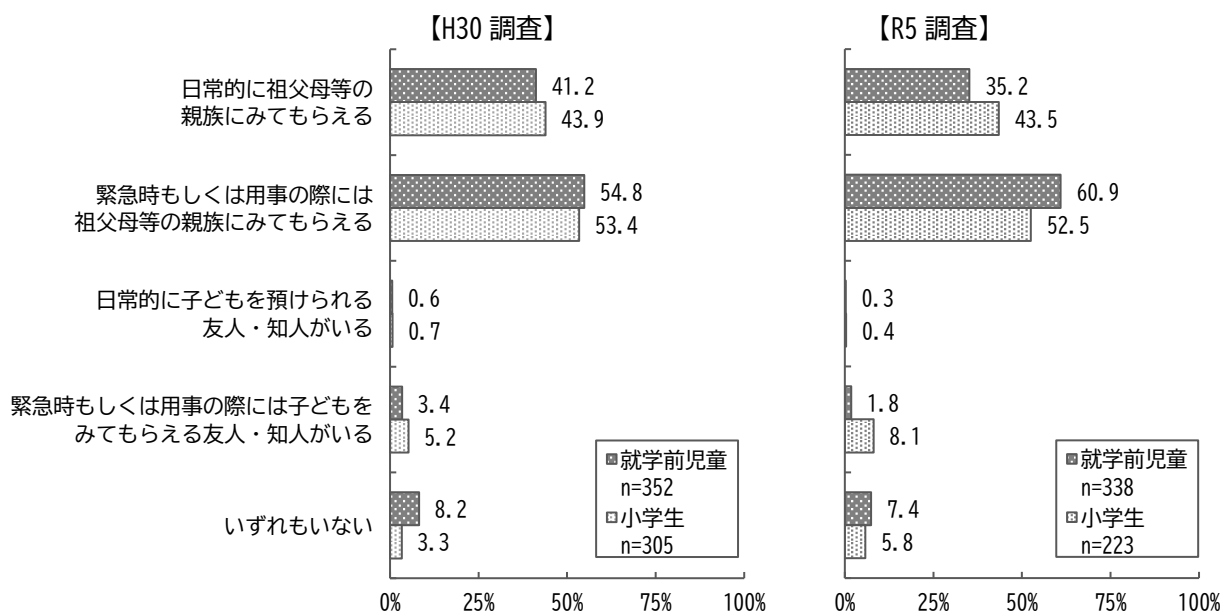
就学前児童の世帯で日常的に子育てに関わっている方(施設含む)をみると、「母親」(86.7%)の割合が最も高く、次いで「父親」(65.4%)、「認定こども園」(45.6%)となっています。前回調査と比較すると、「母親」は 9.7 ポイント、「父親」は 19.4 ポイント、「認定こども園」は 45.3 ポイント高くなり、「祖父母」は 4.6 ポイント、「幼稚園」は 18.5 ポイント、「保育所」は 1.5 ポイント低くなっています。



資料：子ども・子育てニーズ調査結果

緊急時もしくは用事の際にみてもらえる友人・知人は1割に満たず、祖父母などの親族がいなければ、身近な人に預けることは難しい状況であることがうかがえます。

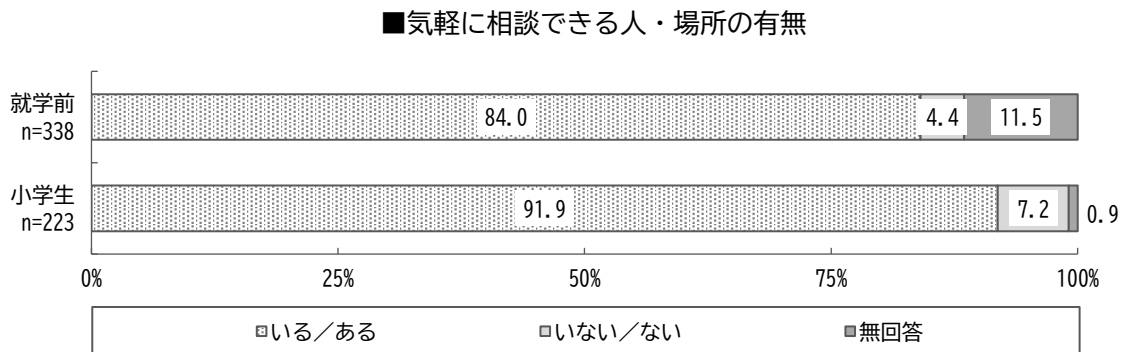
■ 主な親族等協力者の状況



資料：子ども・子育てニーズ調査結果

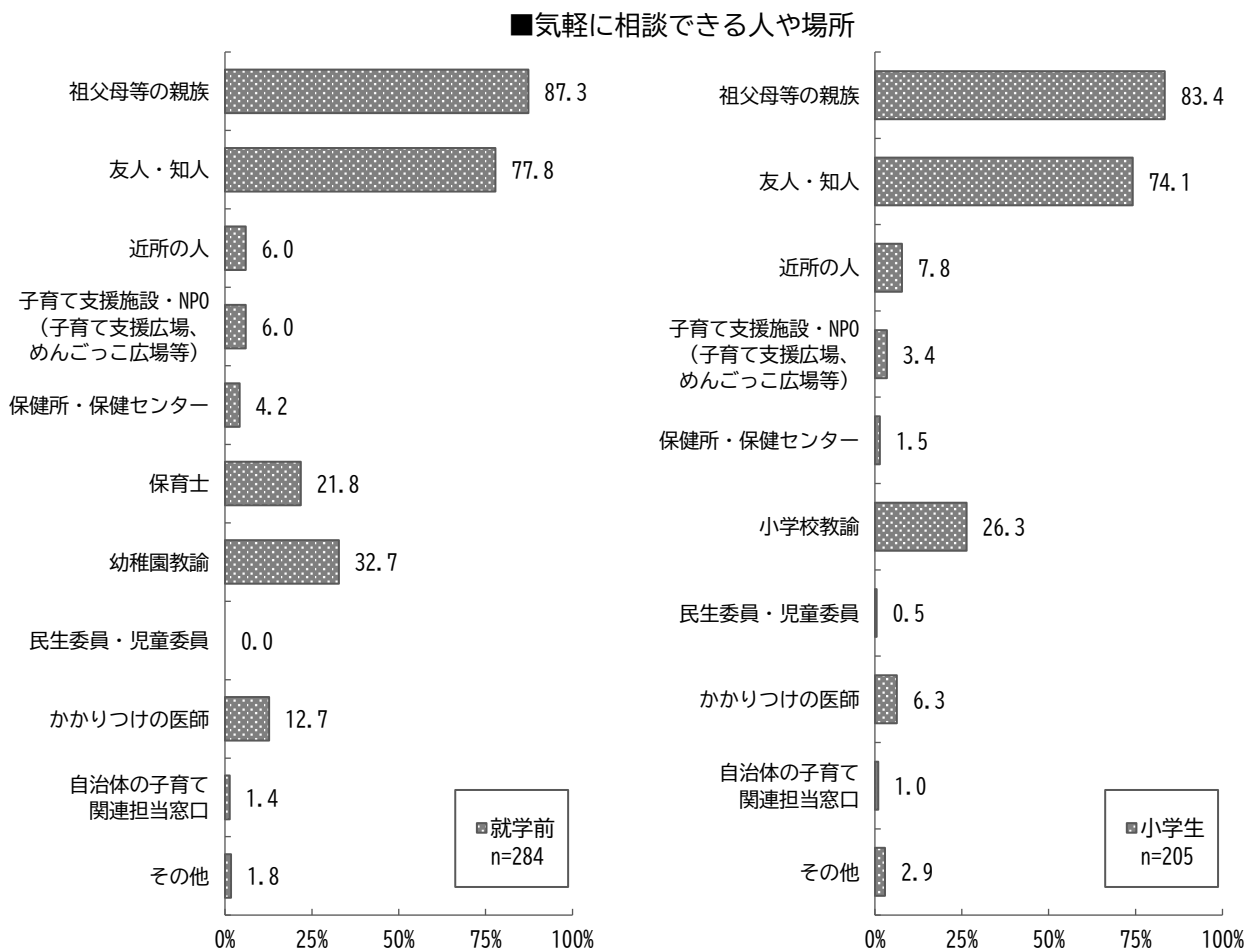
(3) 気軽に相談できる人・場所の有無

調査結果から気軽に相談できる人・場所の有無をみると、「いる／ある」と回答した世帯は就学前児童で 84.0%、小学生で 91.9%となっていますが、「いない／ない」と回答した世帯は、就学前児童で 4.4%、小学生で 7.2%となり、孤立する可能性のある家庭が数は少ないものの一定程度いることがうかがえます。



資料：子ども・子育てニーズ調査結果

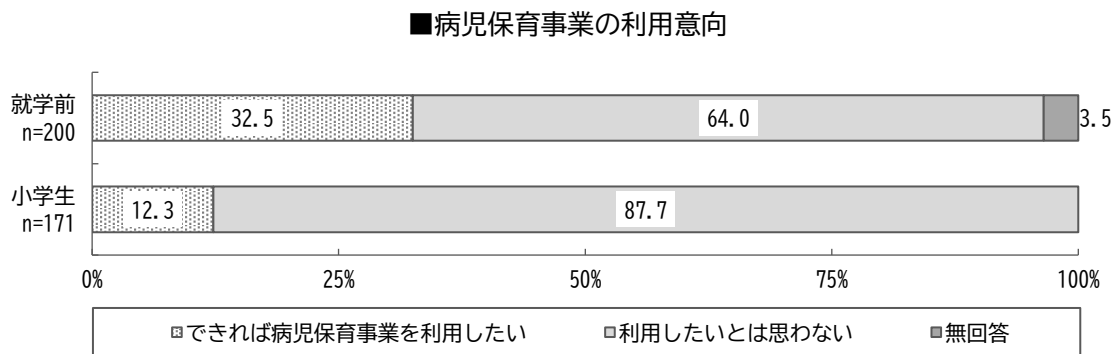
気軽に相談できる人や場所は、就学前児童、小学生ともに「祖父母等の親族」「友人・知人」の割合が高くなっています。



資料：子ども・子育てニーズ調査結果

(4)病児保育事業の利用意向と未利用理由

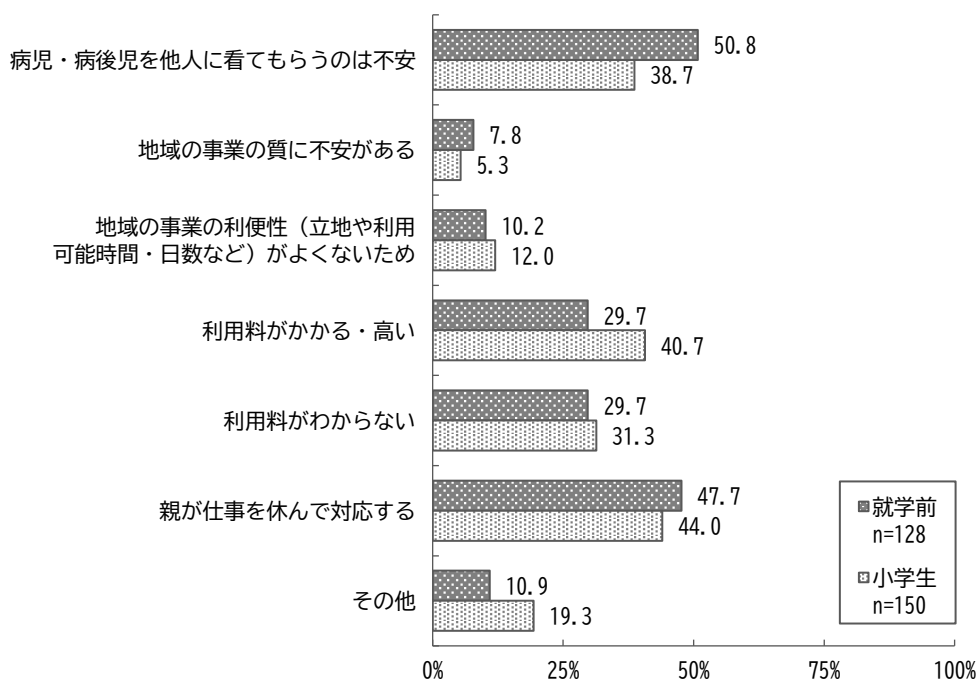
調査結果から病児保育事業の利用意向をみると、「できれば病児保育事業を利用したい」と回答した世帯は就学前児童で 32.5%、小学生で 12.3%となっています。一方、「利用したいとは思わない」と回答した世帯は、就学前児童で 64.0%、小学生で 87.7%となっています。



資料：子ども・子育てニーズ調査結果

病児保育事業を利用したいとは思わない理由として、就学前児童では「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」が 50.8%、小学生では「親が仕事を休んで対応する」が 44.0%と最も高くなっています。

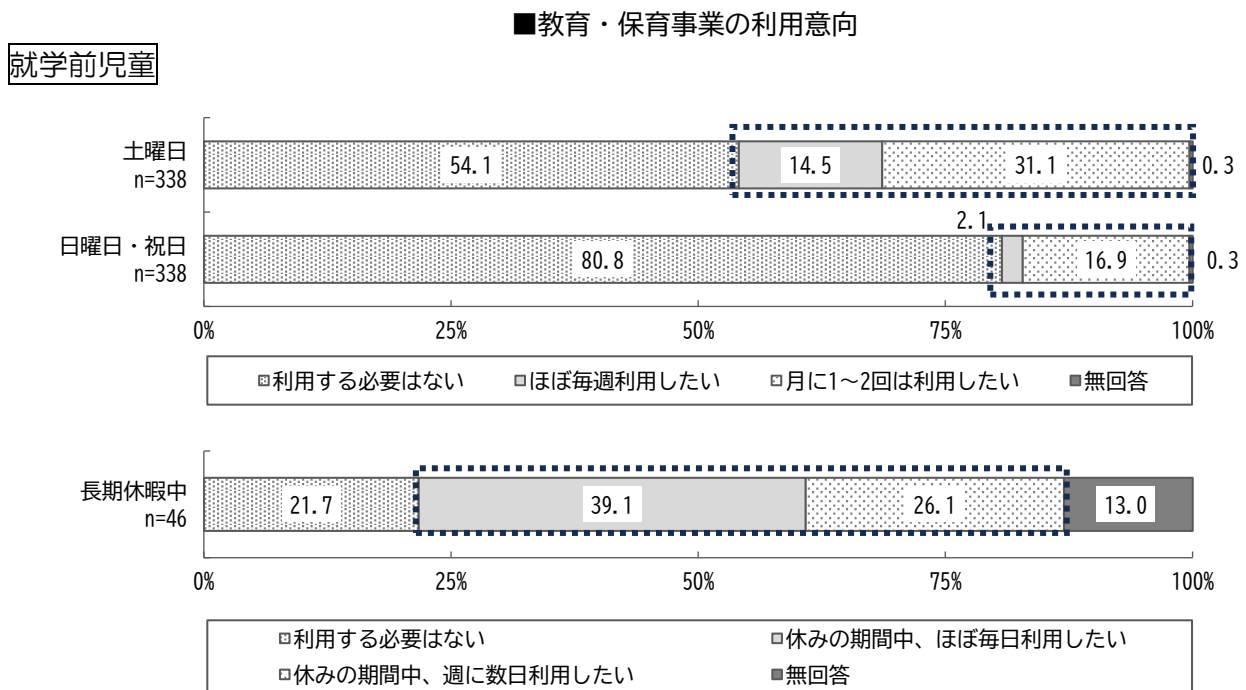
■病児保育事業を利用したいとは思わない理由



資料：子ども・子育てニーズ調査結果

(5)土曜日・休日や長期休暇中の「定期的な」教育・保育事業の利用希望及び利用理由

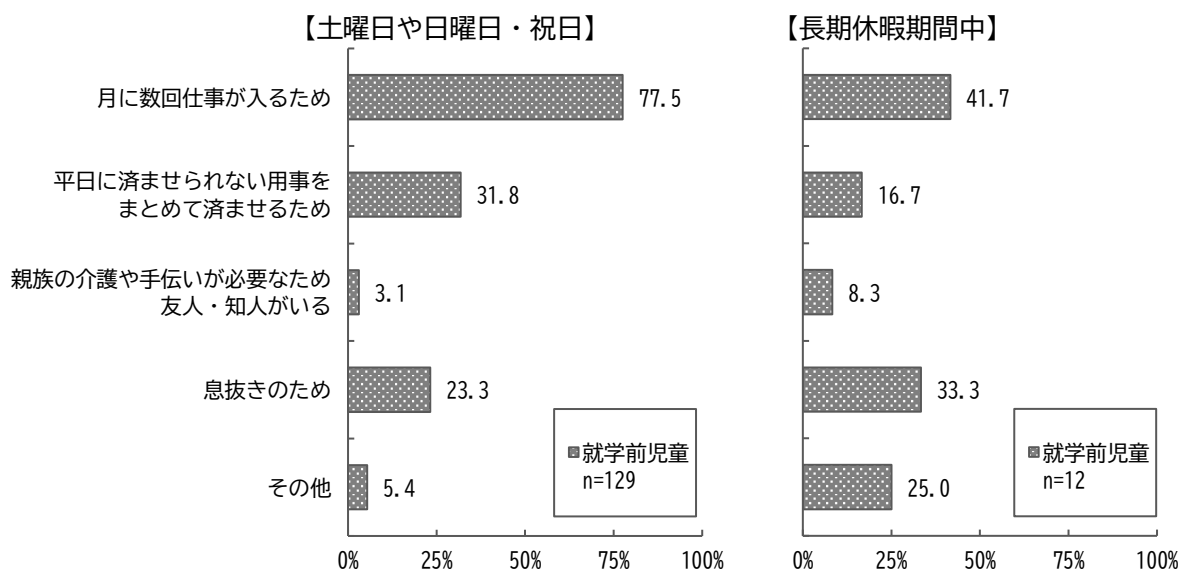
調査結果から土曜日・休日や長期休暇中の「定期的な」教育・保育事業の利用希望をみると、土曜日では 45.6%、日曜日・祝日で 19.0%、長期休暇中で 65.2%となっており、長期休暇中の利用希望が高まっています。



資料：子ども・子育てニーズ調査結果

利用したい理由では「月に数回仕事が入るため」「息抜きのため」が高くなっていることから、土曜日や長期休暇中の教育・保育事業のニーズが高く、就労意向も踏まえると、利用ニーズがさらに増加することが考えられます。

■教育・保育事業を利用したい理由

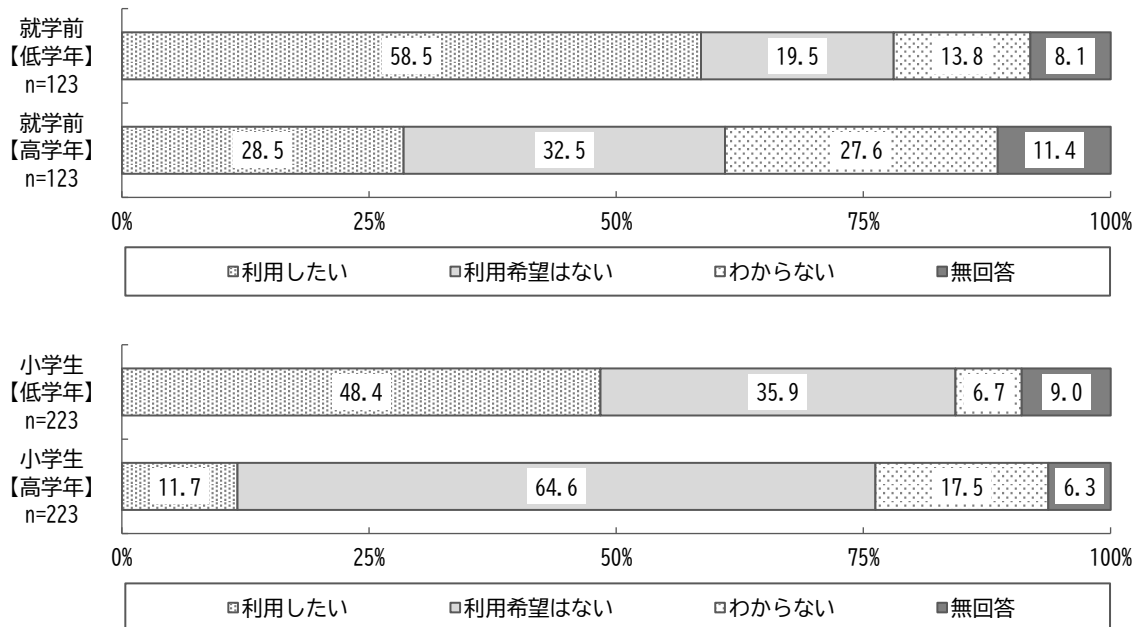


資料：子ども・子育てニーズ調査結果

(6)放課後児童クラブの利用希望と利用理由

調査結果から放課後児童クラブの利用希望をみると、就学前児童では低学年で「利用したい」が58.5%、高学年で28.5%、小学生では低学年で48.4%、高学年で11.7%となっています。

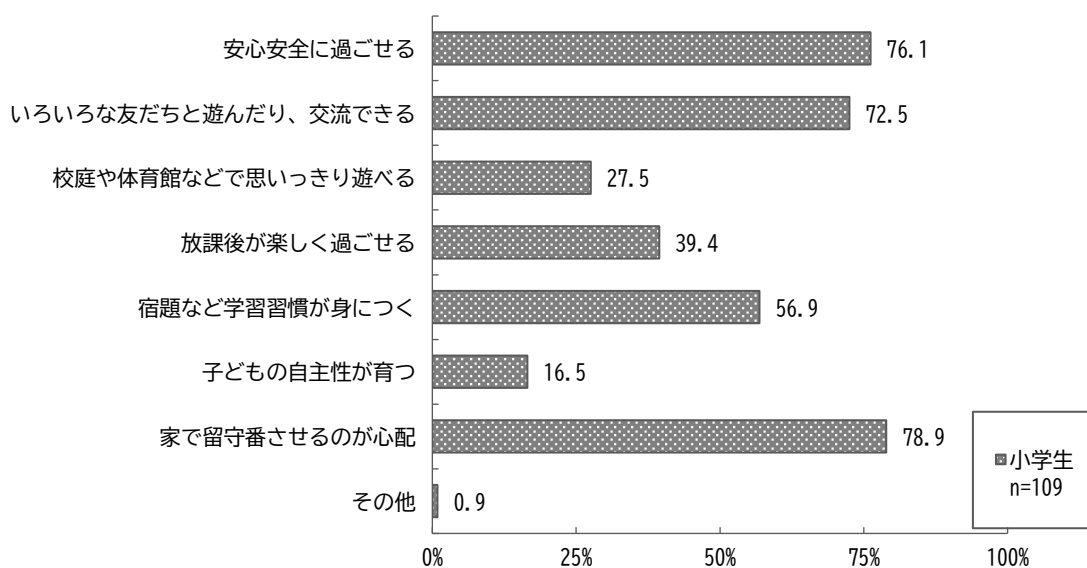
■放課後児童クラブの利用意向



資料：子ども・子育てニーズ調査結果

放課後児童クラブを利用する理由として、「安心安全に過ごせる」「いろいろな友だちと遊んだり、交流できる」「家で留守番させるのが心配」が上位となっています。今後もフルタイムでの就労や共働きの増加によって、利用希望が増加することが考えられます。

■放課後児童クラブを利用する理由



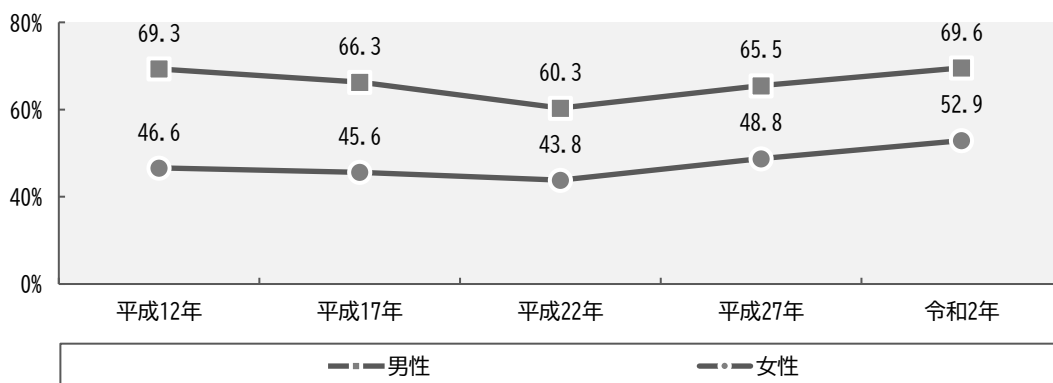
資料：子ども・子育てニーズ調査結果

3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況

(1) 就業率の推移

本町の15歳以上の就業率をみると、平成22年までは男女ともに低下しているものの、平成27年から令和2年には男女ともに上昇し、女性の就業率が50.0%を上回る状況です。

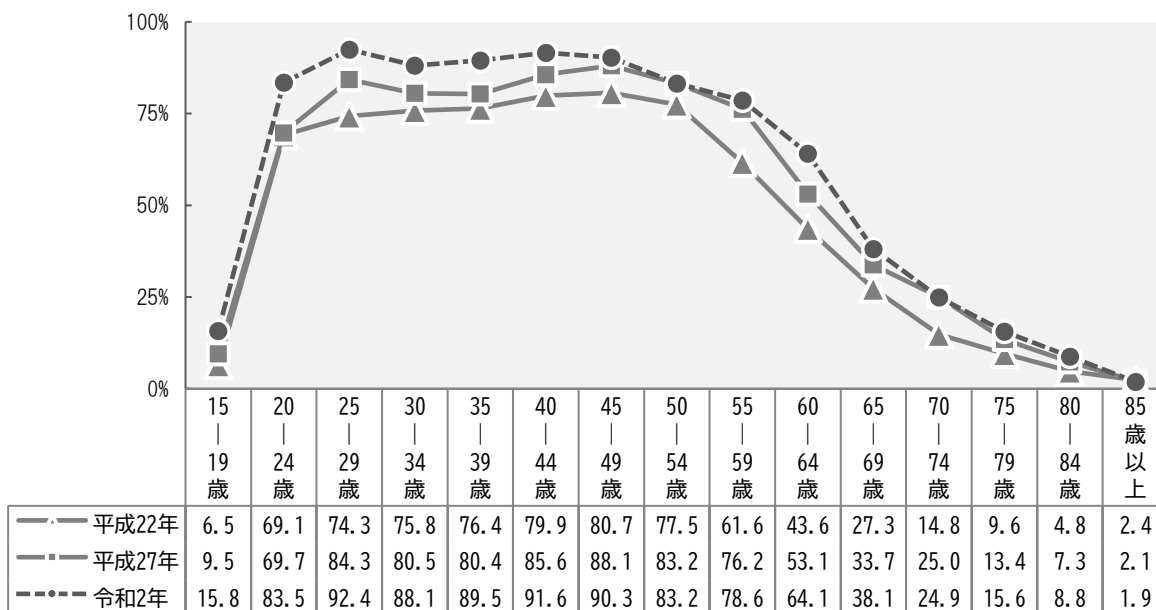
■男女別就業率の推移



資料：国勢調査

女性の年齢別労働力率をみると、結婚・出産時期に労働力率が低下するM字カーブは、令和2年ではその底となる「30～34歳」のカーブは浅くなっており、台形へと近づきつつあるのが分かります。また、平成22年、平成27年と比較すると、ほとんどの年代で上昇しています。

■女性の年齢別労働力率



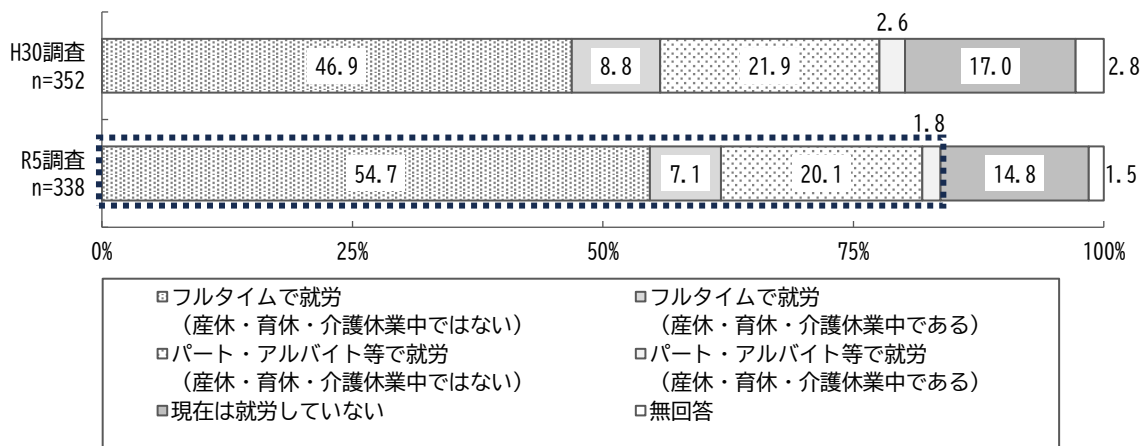
資料：国勢調査

(2)母親の就労状況

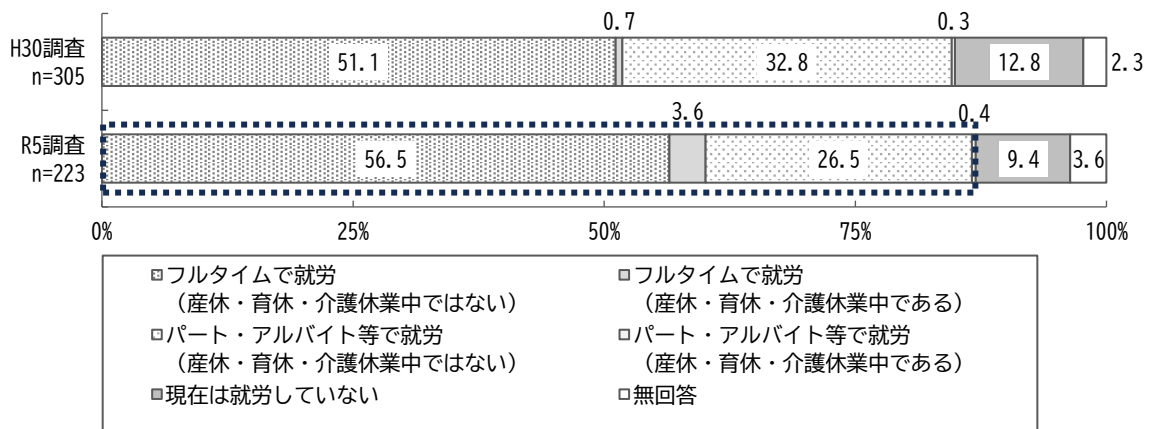
「フルタイムで就労」「パート・アルバイト等で就労」を合わせると、現在就労している母親は就学前児童で83.7%、小学生で87.0%となっています。前回調査と比較すると、就学前児童で3.5ポイント、小学生で2.1ポイント高くなっています。

■母親の就労状況

就学前児童



小学生

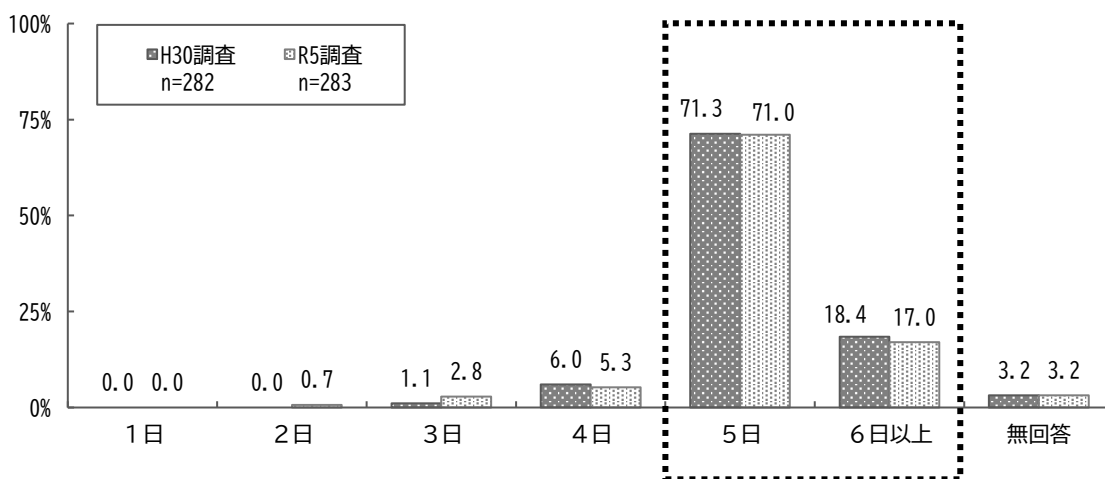


資料：子ども・子育てニーズ調査結果

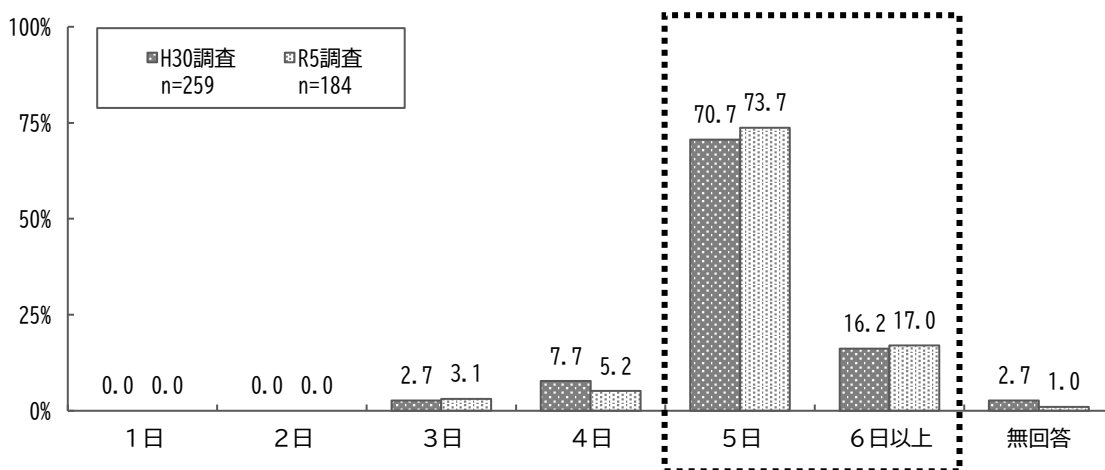
1週当たりの就労日数が「5日」以上である母親は、就学前児童で88.0%、小学生で90.7%となっています。前回調査と比較すると、就学前児童で1.7ポイント低く、小学生で3.8ポイント高くなっています。

■母親の就労日数（1週当たり）

就学前児童



小学生

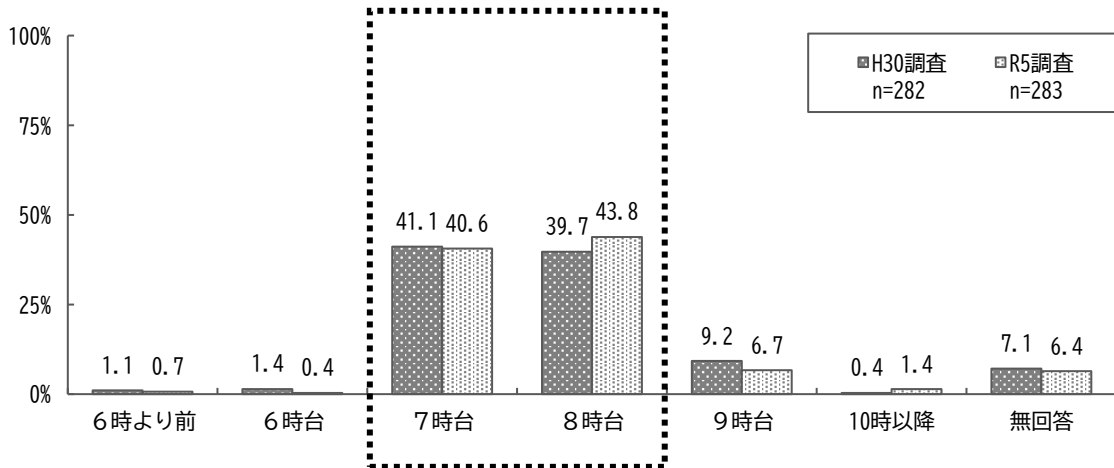


資料：子ども・子育てニーズ調査結果

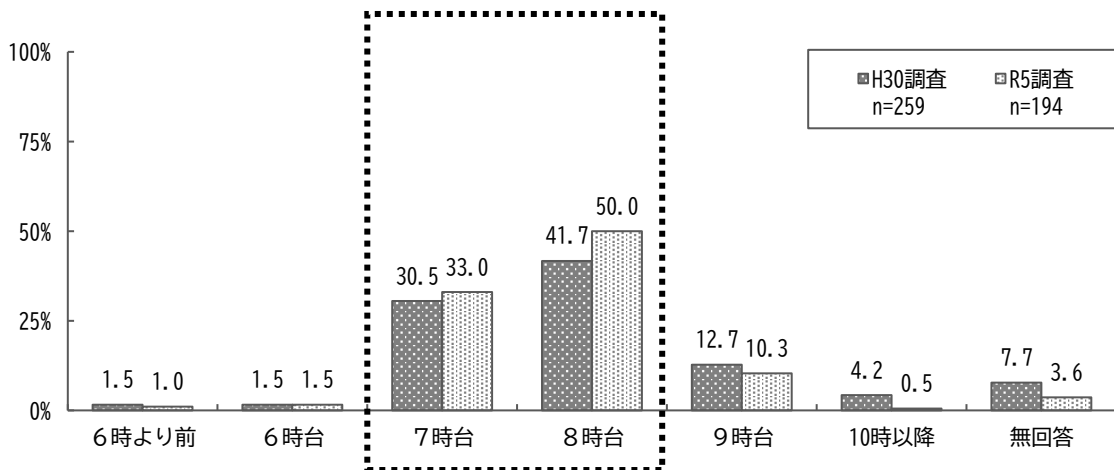
「7時台」「8時台」に出勤する母親は、就学前児童で 84.4%、小学生で 83.0%となっています。前回調査と比較すると、就学前児童は 3.6 ポイント、小学生で 10.8 ポイント高くなっています。

■母親の出勤時間（1日当たり）

就学前児童



小学生

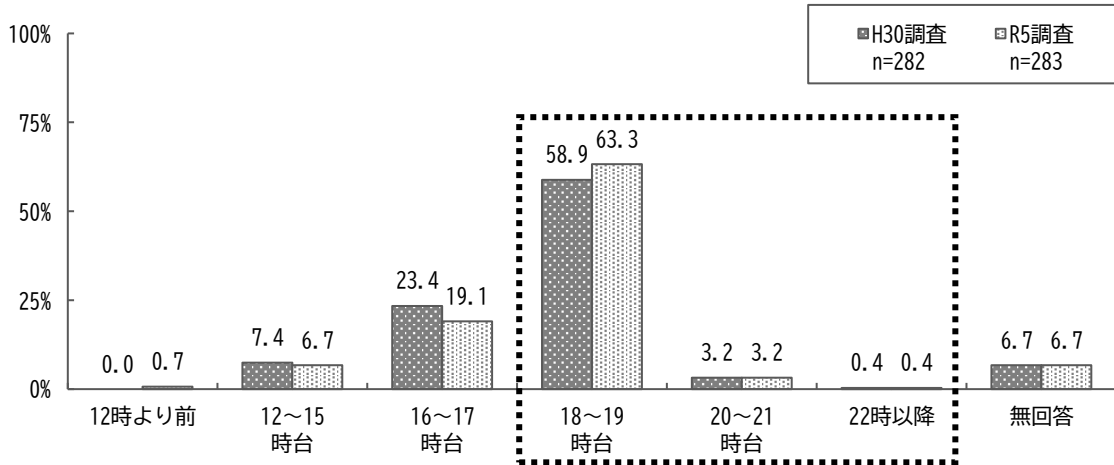


資料：子ども・子育てニーズ調査結果

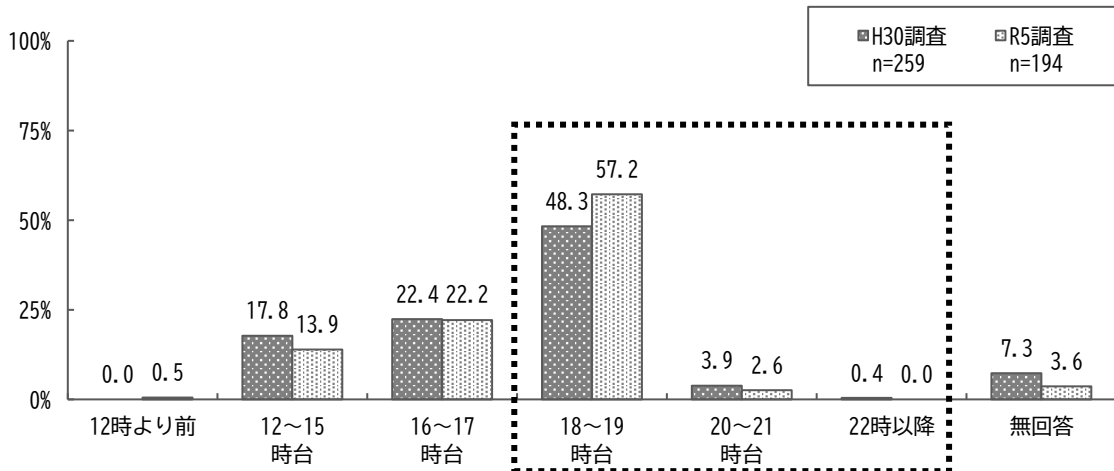
「18～19 時台」以降に帰宅する母親は、就学前児童で 66.9%、小学生で 59.8%となっています。前回調査と比較すると、就学前児童で 4.4 ポイント、小学生で 7.2 ポイント高くなっています。

■母親の帰宅時間

就学前児童



小学生

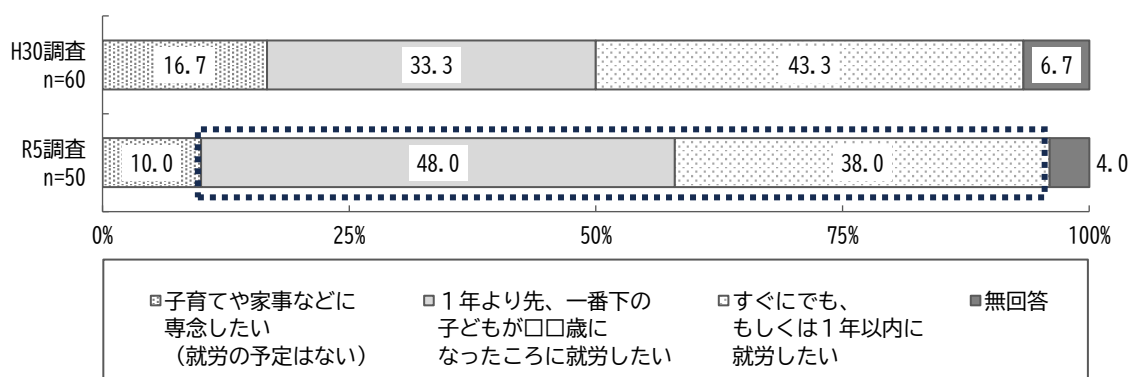


資料：子ども・子育てニーズ調査結果

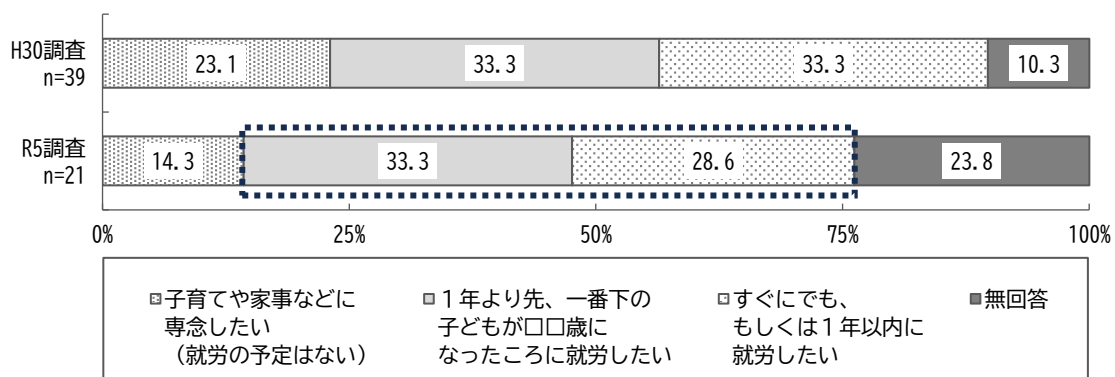
「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい」「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を合わせると、就労希望のある母親は就学前児童で 86.0%、小学生で 61.9%となっています。前回調査と比較すると、就学前児童で 9.4 ポイント高く、小学生で 4.7 ポイント低くなっています。

■就労していない母親の就労意向

就学前児童



小学生



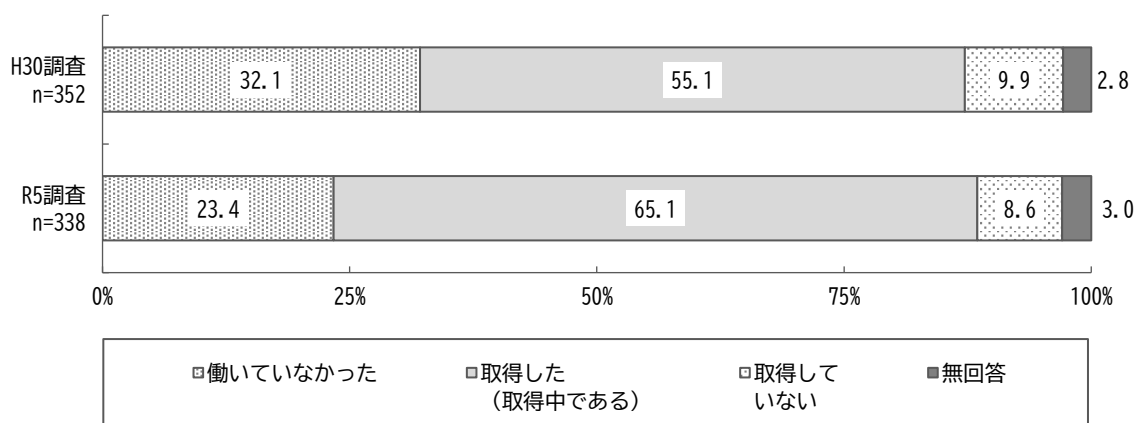
資料：子ども・子育てニーズ調査結果

(3) 育児休業制度利用の状況

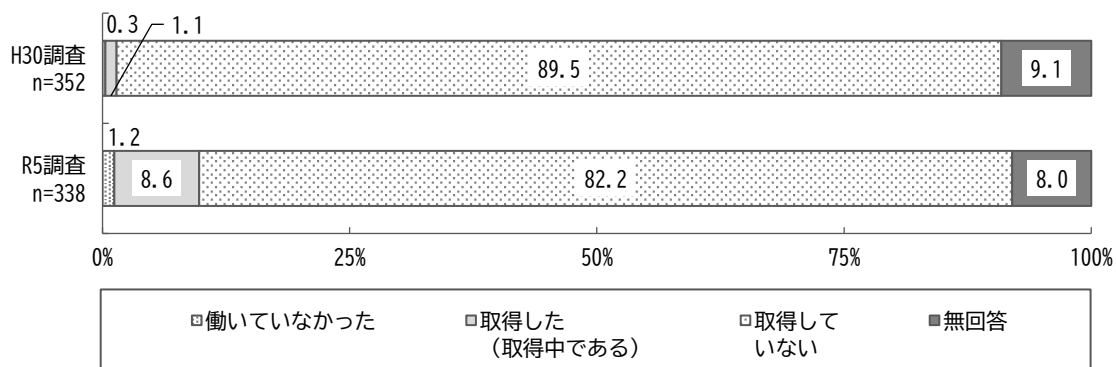
育児休業制度を「取得した(取得中である)」母親は 65.1%であるものの、父親は 8.6%で極めて低い状況です。前回調査と比較すると、母親は 10.0 ポイント、父親は 7.5 ポイント高くなっています。

■ 育児休業制度の利用状況

就学前児童（母親）



就学前児童（父親）

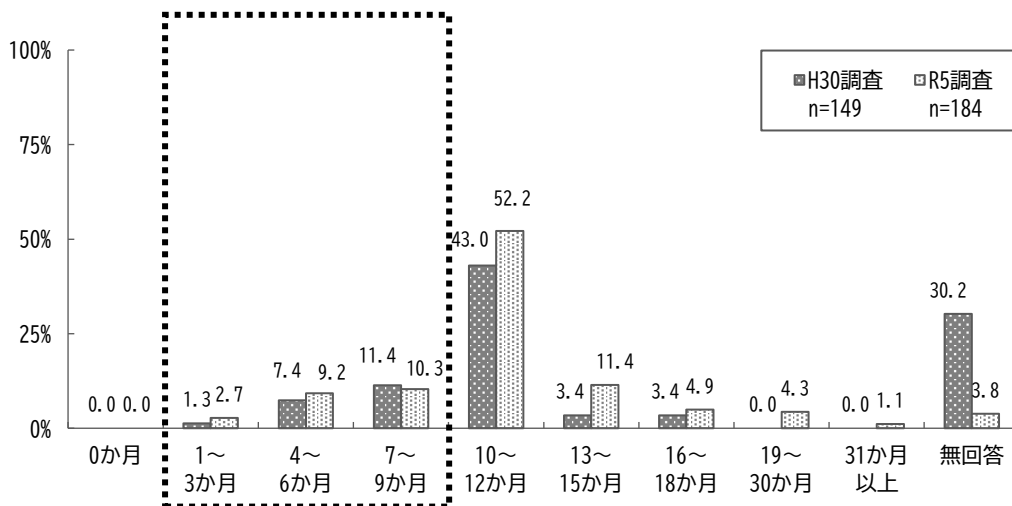


資料：子ども・子育てニーズ調査結果

母親が育児休業から復帰したときの子どもの月齢は、生後「10～12 か月」(52.2%)が最も高くなっています。生後 10 か月未満で復帰した母親は 22.2%で、前回調査より 2.1 ポイント高くなっています。

■育児休業から復帰したときの子どもの月齢（経年比較）

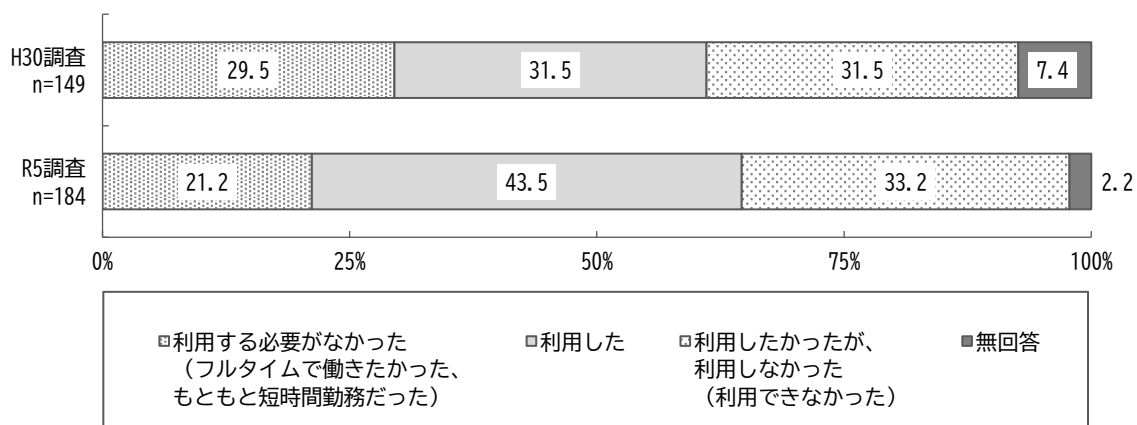
就学前児童（母親）



短時間勤務制度を「利用した」母親は 43.5%で、前回調査より 12 ポイント高くなっていることから、短時間勤務制度を利用しやすい職場環境になっているといえます。

■職場復帰時における短時間勤務制度の利用状況

就学前児童（母親）

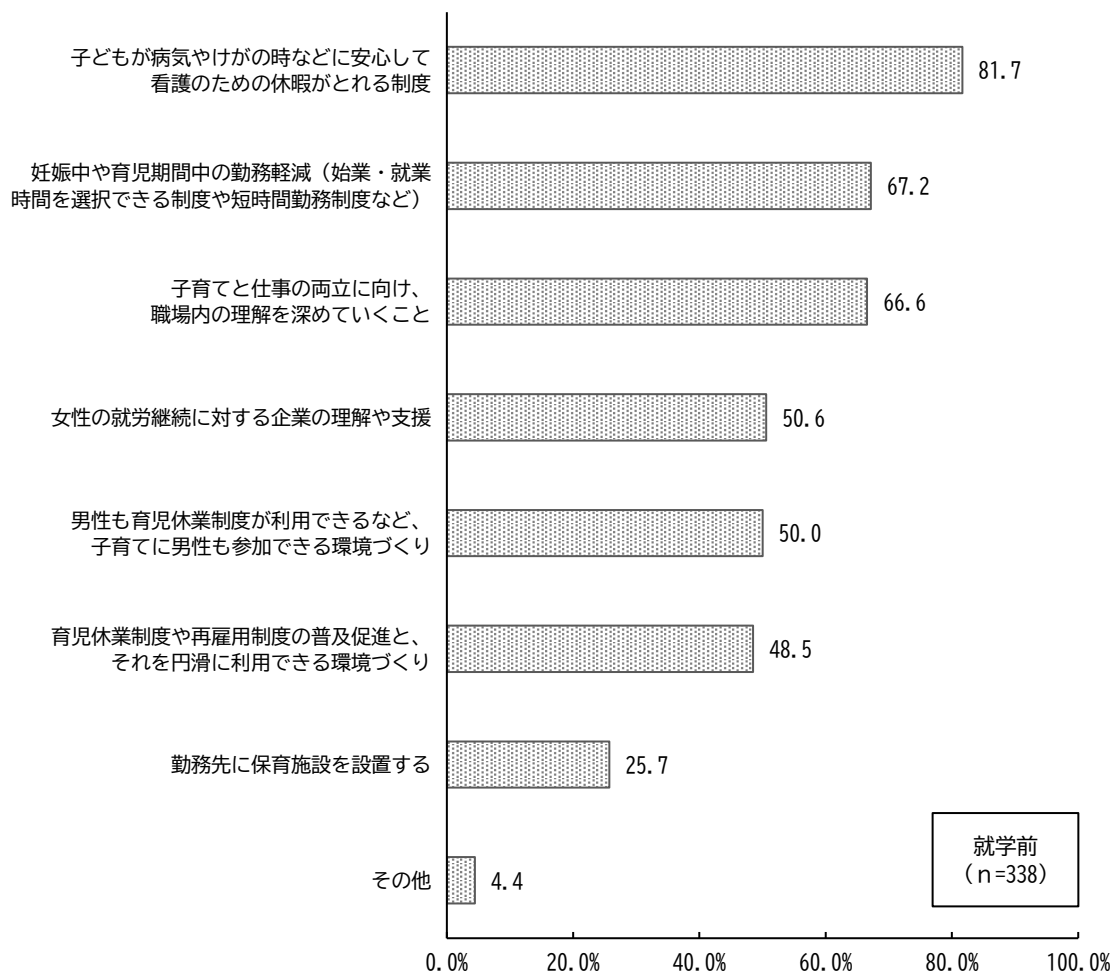


資料：子ども・子育てニーズ調査結果

(4)仕事と子育ての両立に向けて必要な支援

仕事と子育ての両立に向けて必要な支援では、「子どもが病気やけがの時などに安心して看護のための休暇がとれる制度」が 81.7%、「妊娠中や育児期間中の勤務軽減(始業・就業時間を選択できる制度や短時間勤務制度など)」が 67.2%、「子育てと仕事の両立に向け、職場内の理解を深めていくこと」が 66.6%となっています。職場における子育てへの理解促進やワーク・ライフ・バランスの推進の必要性がうかがえます。

■仕事と子育ての両立に向けて必要な支援

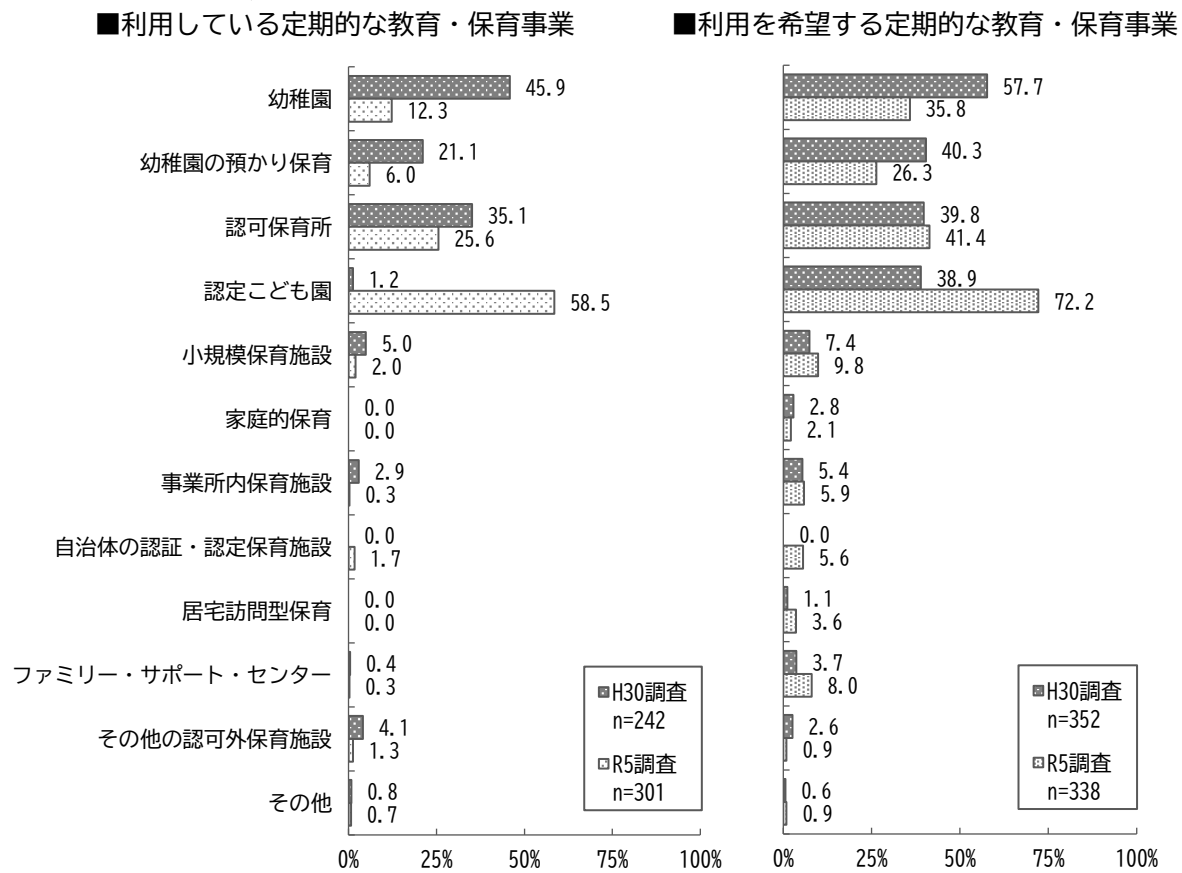
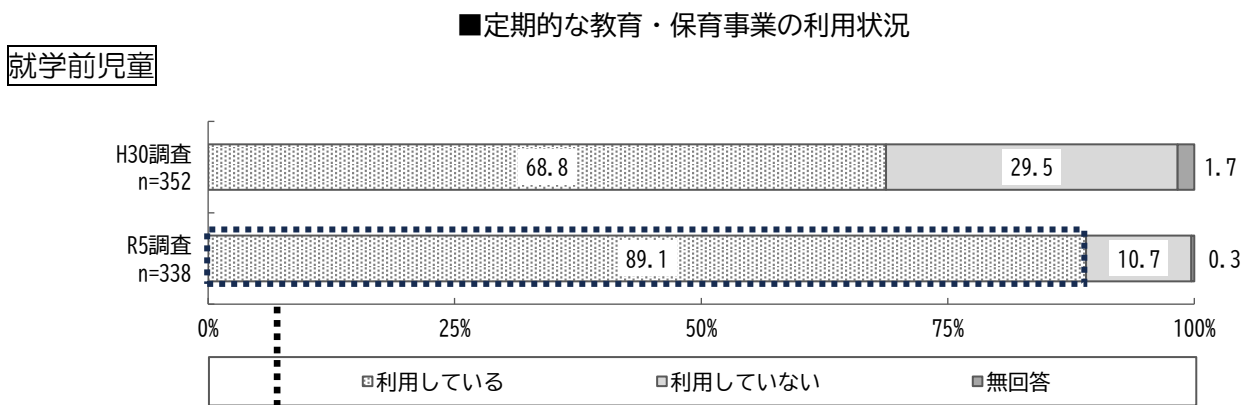


4 子育て支援事業の利用状況

(1) 定期的な教育・保育事業の利用状況

平日の定期的な教育・保育事業を「利用している」就学前児童は 89.1%となっています。利用している事業では「認定こども園」(58.5%)が最も高く、前回調査より 57.3 ポイント高くなっている一方、「幼稚園」においては、前回調査より 33.6 ポイント低くなっています。

また、実際の利用と利用希望との差をみると、「幼稚園」で 23.5 ポイント、「幼稚園の預かり保育」で 20.3 ポイントと、いずれも希望が高い状況です。



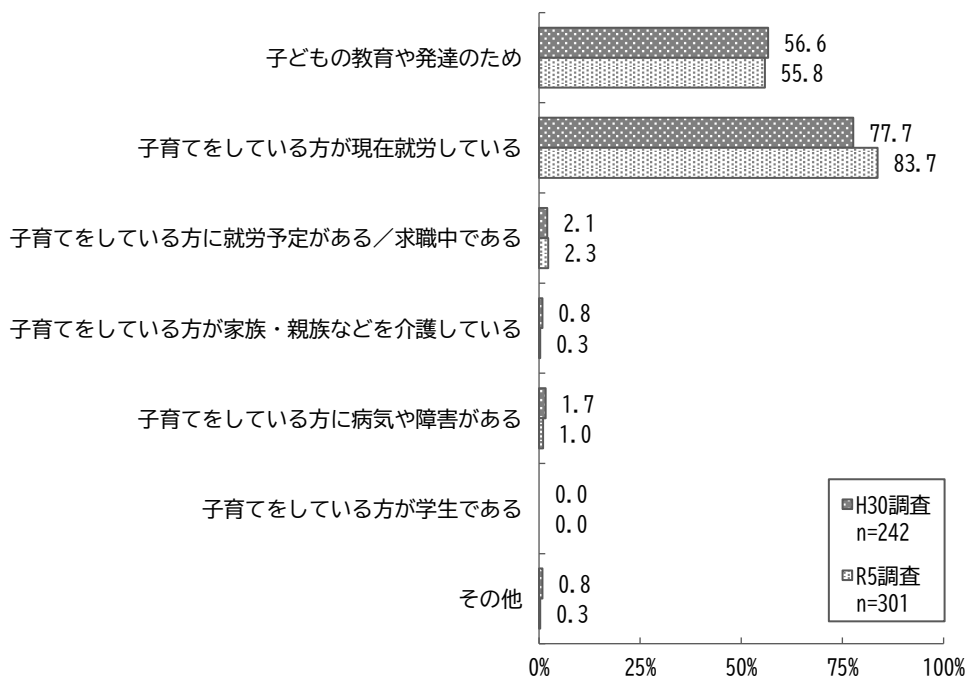
資料：子ども・子育てニーズ調査結果

(2) 定期的な教育・保育事業の利用理由と未利用理由

平日の定期的な教育・保育事業を利用している理由は、「子育てをしている方が現在就労している」(83.7%)、「子どもの教育や発達のため」(55.8%)で高く、「子育てをしている方が現在就労している」は前回調査より6ポイント高くなっています。

■ 定期的な教育・保育事業を利用している理由

就学前児童

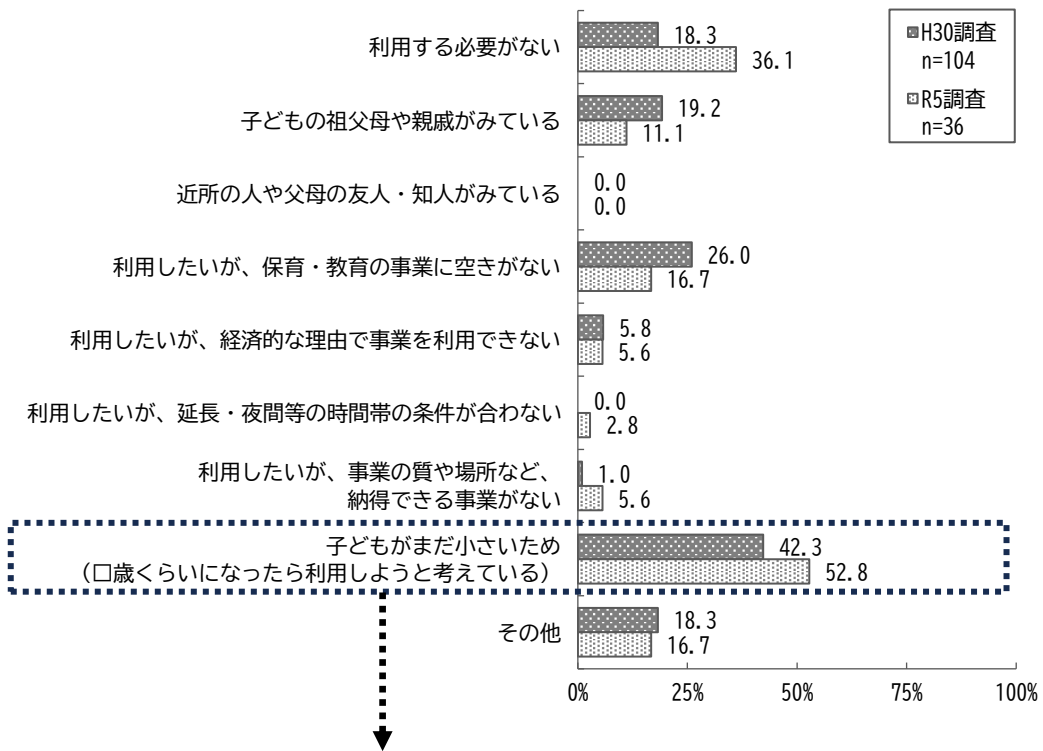


資料：子ども・子育てニーズ調査結果

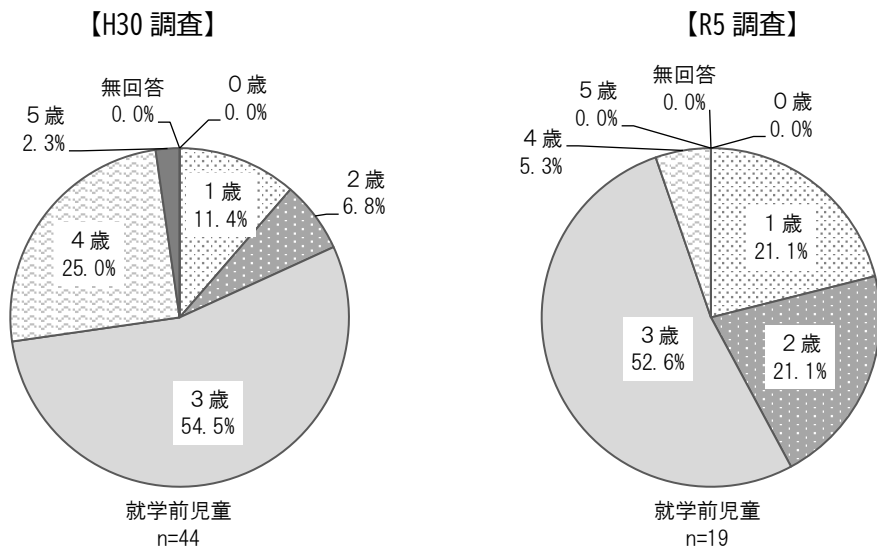
事業を利用していない理由は、「子どもがまだ小さいため(□歳になったら利用しようと考えている)」(52.8%)の割合が最も高く、そのうち5割強が「3歳」での利用開始を考えています。前回調査と比較すると、「利用する必要がない」は 17.8 ポイント、「子どもがまだ小さいため(□歳になったら利用しようと考えている)」は 10.5 ポイント高く、「利用したいが、保育・教育の事業に空きがない」は 9.3 ポイント低くなっています。

■定期的な教育・保育事業を利用していない理由

就学前児童



■利用を希望する子どもの年齢



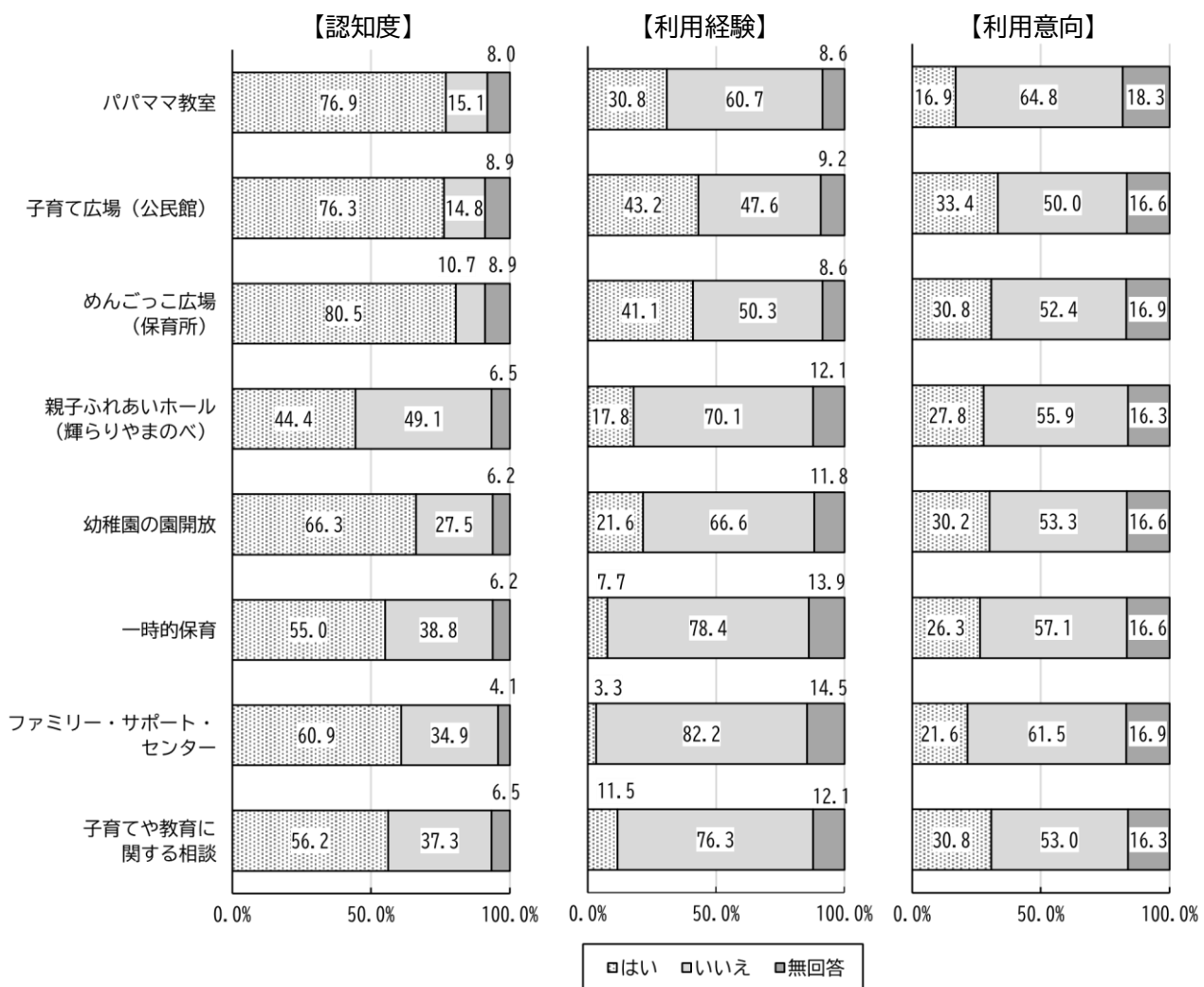
資料：子ども・子育てニーズ調査結果

(3)各事業の認知度、利用経験、利用意向

各事業の認知度、利用経験、利用意向をみると、「パパママ教室」「子育て広場(公民館)」「めんごっこ広場(保育所)」は「はい(知っている)」が約8割となっており、広く認知されています。「一時的保育」「ファミリー・サポート・センター事業」「子育てや教育に関する相談」は認知度が6割前後あるものの、利用経験は1割前後となっています。一方で、2～3割が今後の利用を希望していることから、利用促進に向けた取組の必要性がうかがえます。

■各事業の認知度、利用経験、利用意向の状況

就学前児童



資料：子ども・子育てニーズ調査結果

5 現行施策・事業の評価等

前計画である子ども・子育て支援事業計画は、3つの基本目標と8つの推進施策、97の具体的事業により構成されています。その進捗結果をみると、「目標達成」は30事業(31.0%)、「推進できた」は60事業(61.9%)、「実施中である(現状維持)」は5事業(5.2%)、「実施したが見直しが必要」は0事業(0.0%)、「未実施」は2事業(2.1%)という結果となりました。

未実施のため廃止となる事業は、「基本目標1 安心して子育てのできる家庭環境と地域社会づくり」の施策(1)-4)-③「子育て支援活動の促進」、「基本目標3 子どものための福祉と教育の充実」の施策(3)-4)-②「子どもを取り巻く有害環境対策の推進」等4事業となっています。

■第二期計画における施策の進捗評価

施策名	事業数	目標達成	推進できた	実施中である	見直しが必要	未実施
計画全体	97	30	60	5	0	2
基本目標1 安心して子育てのできる家庭環境と地域社会づくり	53	17	32	3	0	1
(1)地域における子育ての支援	22	1	17	3	0	1
1)地域における子育て支援サービスの充実	8	1	5	2	0	0
2)保育サービスの提供基盤の整備	4	0	4	0	0	0
3)子育て支援ネットワークの構築	2	0	1	1	0	0
4)子育て支援団体への情報提供・活動支援	3	0	2	0	0	1
5)子どもの健全育成の推進	5	0	5	0	0	0
(2)母性・乳児～思春期までの健康の確保及び増進	16	13	3	0	0	0
1)子どもの健康づくりの支援と健やかな発達の促進	7	7	0	0	0	0
2)食育の推進	5	2	3	0	0	0
3)学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	4	4	0	0	0	0
(3)虐待防止対策の充実	8	2	6	0	0	0
1)子どもの権利を擁護するシステムづくり	2	0	2	0	0	0
2)いじめや虐待の防止・早期発見・対応体制の構築	6	2	4	0	0	0
(4)障がいのある子どもを支援する施策の充実	7	1	6	0	0	0
1)障がい児の社会参加の促進	1	1	0	0	0	0
2)障がい児家庭への支援	6	0	6	0	0	0

施策名	事業数	目標達成	推進できた	実施中である	見直しが必要	未実施
基本目標2 子育てと仕事の両立を支援するための社会づくり	18	0	18	0	0	0
(1)職業生活と家庭生活の両立支援	18	0	18	0	0	0
1)父親の家庭、地域生活の積極的参画の推進	6	0	6	0	0	0
2)子育てしやすい就労環境づくり	5	0	5	0	0	0
3)企業等の子育て家庭支援推進の働きかけ	2	0	2	0	0	0
4)子育て家庭の負担軽減	1	0	1	0	0	0
5)ひとり親家庭などの自立支援	4	0	4	0	0	0
基本目標3 子どものための福祉と教育の充実	26	13	10	2	0	1
(1)子育てを支援する生活環境の整備	1	0	0	1	0	0
1)安心して外出できる環境の整備	1	0	0	1	0	0
(2)子どもの安全の確保	15	9	6	0	0	0
1)交通安全教室の推進	6	5	1	0	0	0
2)地域での自主防犯・防災体制づくりの推進	2	0	2	0	0	0
3)犯罪・事故などの被害から守るための活動の充実	1	0	1	0	0	0
4)防犯教育・防犯運動の推進	3	2	1	0	0	0
5)犯罪被害などにあった子どもの保護の推進	3	2	1	0	0	0
(3)子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	10	4	4	1	0	1
1)子育て意識の育成	2	0	2	0	0	0
2)子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備	5	4	1	0	0	0
3)豊かなつながりの中での家庭教育の支援の充実	1	0	0	1	0	0
4)子どもの健全育成活動の推進と啓発	2	0	1	0	0	1

6 本町における子育て支援に関わる課題

本計画の策定にあたっては、ニーズ調査の結果や「山辺町子ども・子育て支援事業計画」の施策進捗評価に基づき7つの課題をあげました。これらの課題を解決するための施策を優先的に推進します。

課題1 少子化の更なる進行がうかがえる

合計特殊出生率は全国・県平均を下回る年が多くなっています。また、就学前児童(0～5歳)の1歳階級別人口推移をみると、平成25年から令和6年にかけて220人(32.5%)減少しており、令和6年では全ての階級で100人未満となっていることから、更なる少子化の進行がうかがえます。【統計資料より】

課題2 周囲の援助を得られない家庭、相談先がない家庭が一定以上存在

日常的に子どもをみてる親族・知人の有無で、「いずれもない」の回答が就学前児童で7.4%・小学生で5.8%いるとともに、子育てをする上で相談できる人・場所の有無で、「いない／ない」の回答が就学前児童で4.4%・小学生で7.2%おり、孤立する可能性のある家庭が数は少ないものの一定程度いることがうかがえます。【子ども・子育てニーズ調査結果より】

課題3 土日や祝日・長期休業中にも対応した保育環境の整備・維持が必要

土曜日、日曜日・祝日、長期休暇中の教育・保育事業の利用希望については土曜日では45.6%、日曜日・祝日で19.0%、長期休暇中で65.2%となっています。また、利用希望時間帯では「8時台～17時台」が多く、利用したい理由では「月に数回仕事が入るため」「息抜きのため」が高くなっていることから、土曜日や長期休業中の教育・保育事業のニーズが高く、就労意向も踏まえると、利用ニーズがさらに増加することが考えられます。子育てにおけるリフレッシュの為に土曜日や長期休業中の教育・保育事業の整備が必要とされます。【子ども・子育てニーズ調査結果より】

課題4 子育て支援事業等における周知や利用促進の取組

「一時的保育」「ファミリー・サポート・センター事業」や「子育てや教育に関する相談」は周知度が6割前後あるものの、利用率は1割前後となっています。一方で、利用希望は2～3割いることもあり、町の子育て支援事業の周知の推進や、利用促進に向けた取組が必要とされます。【子ども・子育てニーズ調査結果より】

課題5 病児・病後児保育事業、夜間養護事業・子育て短期支援事業等の実施の検討

病児・病後児保育の利用希望は、就学前児童で 32.5%・小学生で 12.3%となっています。また、利用したくない理由では就学前と小学生ともに、「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」、「親が仕事を休んで対応する」、「利用料がかかる・高い」が上位となっていることから、今後も利用ニーズを把握しながら、事業展開について検討していくことが必要とされます。【子ども・子育てニーズ調査結果より】

課題6 中期的視野に立った放課後の過ごし方の受け皿確保の検討

放課後児童クラブ利用希望については、就学前は低学年で 58.5%、高学年で 28.5%、小学生は低学年で 48.4%、高学年で 11.7%となっています。利用希望の割合は減少しているものの、小学生調査での放課後児童クラブを利用したい理由では「家で留守番をさせるのが心配」や「安全・安心に過ごせる」が上位となっていることから、今後、フルタイムでの就労や共働きの増加によって、利用希望が増加することが考えられます。また、就学前と小学生ともに長期休暇期間中の利用希望も高くなっています。

さらに、放課後を過ごす場所として重視する点においても、就学前と小学生ともに「安全性」と「学習できる環境」が上位となっていることから、安全性の確保と学習できる環境づくりが重要となっています。【子ども・子育てニーズ調査結果より】

課題7 父親の育児参画の推進やワーク・ライフ・バランスの取組

育児休業の取得率は母親で 65.1%・父親で 8.6%となっており、まだ、父親の育児休業取得の困難さがうかがえます。仕事と子育ての両立に向けて必要な支援では、「子どもが病気やけがの時などに安心して看護のための休暇が取れる制度」(81.7%)「妊娠中や育児期間中の勤務軽減(始業・就業時間を選択できる制度や短時間勤務制度など)」(67.2%)「子育てと仕事の両立に向け、職場内の理解を深めていくこと」(66.6)%となっており、職場における子育てへの理解促進やワーク・ライフ・バランスの推進が必要とされます。【子ども・子育てニーズ調査結果より】

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

少子高齢化社会にあって、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、生き生きと育つことは町民すべての願いです。山辺町で育つ子どもたちが、地域の人々の温かいぬくもりにつつまれて、子育てがしやすいと実感できるまちを目指します。

本計画においては、第2期計画の方向性はそのままに、基本理念を、『子育てをみんなで支えあい 育てよう豊かな心 広めようあふれる笑顔』と定め、引き続き理念の実現に向けた取組を推進します。

基本理念

子育てをみんなで支えあい
育てよう豊かな心 広めようあふれる笑顔

2 計画の基本目標

基本理念の実現に向けて、次の3つを基本目標と定め、子ども・子育て支援施策を組み立てて推進します。

基本目標1 安心して子育てのできる家庭環境とネットワーク社会づくり

妊娠から出産、育児まで切れ目のない子育て支援を進め、地域活動や各団体、関係機関との連携体制の強化を図ります。

基本目標2 子育てと仕事の両立を支援するための社会づくり

子育てしやすい環境づくりにむけて、家庭と仕事の調和を保つワーク・ライフ・バランスの実現へ取り組んでいきます。

基本目標3 子どものための福祉と教育の充実

子どもの悩みと成長に関する相談とふれ合い機能を充実し、地域社会と連携した心を育む学習プログラム等の推進を図ります。

3 計画の施策体系

基本理念	基本目標	推進施策	施策
子育てをみんなであげあいで支えあい 育てよう豊かな心 広めようあふれる笑顔	Ⅰ 安心して子育てのできる家庭環境とネットワーク社会づくり	1 地域における子育て支援	(1)地域における子育て支援サービスの充実
			(2)保育サービスの提供基盤の整備
			(3)子育て支援ネットワークの構築
			(4)子育て支援団体への情報提供・活動支援
			(5)子どもの健全育成の推進
		2 母性・乳児～思春期までの健康の確保及び増進	(1)子どもの健康づくりの支援と健やかな発達の促進
			(2)食育の推進
			(3)学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
		3 虐待防止対策の充実	(1)子どもの権利を擁護するシステムづくり
			(2)いじめや虐待の防止・早期発見・対応体制の構築
		4 障がいのある子どもを支援する施策の充実	(1)障がい児の社会参加の促進
			(2)障がい児家庭への支援
	Ⅱ 子育てと仕事の両立を支援するための社会づくり	1 職業生活と家庭生活の両立支援	(1)父親の家庭、地域生活の積極的参画の推進
			(2)子育てしやすい就労環境づくり
			(3)企業等の子育て家庭支援推進の働きかけ
			(4)子育て家庭の負担軽減
			(5)ひとり親家庭などの自立支援
	Ⅲ 子どものための福祉と教育の充実	1 子育てを支援する生活環境の整備	(1)安心して外出できる環境の整備
			(1)交通安全教室の推進
		2 子どもの安全の確保	(2)地域での自主防犯・防災体制づくりの推進
			(3)犯罪・事故などの被害から守るための活動の充実
(4)防犯教育・防犯運動の推進			
(5)犯罪被害などにあった子どもの保護の推進			
(1)子育て意識の育成			
3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備		(2)子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備	
		(3)豊かなつながりの中での家庭教育の支援の充実	
		(4)子どもの健全育成活動の推進と啓発	

第4章

子育てに関する施策の取組と評価

第4章 子育てに関する施策の取組と評価

基本目標 I

安心して子育てのできる家庭環境とネットワーク社会づくり

推進施策1 地域における子育て支援

【現状と課題等】

- 乳幼児期は、子どもの健全な人格をつくるための大切な時期であるとともに、親にとっても日々成長する子どもとふれあうことのできる大切な時期でもあります。しかし、近年、核家族化が進行し、共働き世帯が増加したことにより、保育サービスの需要が高まっています。この子育て家庭の核家族化は、地域の中での「育児の孤立」による「育児不安」などのストレスを抱えてしまうことにつながると考えられます。
- 本町では、核家族世帯が増加傾向で推移しており、子育て家庭の共働き増加と相まって、地域における子育て支援が重要となっています。
- 「地域子育て支援センター事業」は、相談業務の他、外部講師や保健師・栄養士による講話、季節の行事などを取り入れ子育て広場の充実を図っています。
- 「子育て支援活動の促進」は、参加しやすい環境づくりの手段として、研修会や講習会開催の有効性を見直し、取り組んでいく必要があります。

【今後の方策】

施策(1) 地域における子育て支援サービスの充実

項目	◇事業内容 ◆現状、今後の方策等	主な所管	評価
①放課後児童健全育成事業	◇労働等により保護者が日中家庭にいない小学生に対する、放課後の生活の場の提供と生活指導等を行う事業です。 ◆現在、町内2か所で放課後児童クラブ(ゆりかご児童クラブ、やまば学童クラブ)を実施しています。 ◆今後も継続して実施していきます。	保健福祉課 子育て支援係	B
②一時預かり事業	◇保護者の就労、傷病、就業訓練、看護などの理由で、家庭における保育が一時的に困難となる場合に保育所で幼児を預かる保育事業です。 ◆利用希望者については可能な限りの受け入れを実施し、利用者のニーズに応えることができました。 ◆今後も継続して事業の充実を図っていきます。	保健福祉課 保育所	B

項目	◇事業内容 ◆現状、今後の方策等	主な所管	評価
③幼稚園での預かり保育事業	<p>◇認定こども園における児童の預かり保育を実施する事業です。</p> <p>◆認定こども園で実施しており、就労形態の多様化による保護者のニーズに対応することができたため、就労支援に繋がっています。</p> <p>◆今後も継続して実施していきます。</p>	保健福祉課 子育て支援係	B
④家庭訪問・施設内支援事業	<p>◇家庭訪問や施設内の支援を行う事業です。</p> <p>◆赤ちゃん訪問として、家庭訪問を行いました。</p> <p>◆今後も継続して実施していきます。</p>	保健福祉課 保健指導係	A
⑤親と子のつどいの広場事業	<p>◇居宅で子育てをする保護者を対象に、子育て支援センターや遊び場を提供し、保護者と子ども同士の交流を促進する事業です。また、子育て支援センターと保健福祉課・公民館が連携し、定期的に保護者や子ども同士が相談・交流できる場を支援する事業です。</p> <p>◆地域子育て支援センター事業の一環として子育て広場を開催し、遊びの場の提供、参加した親子の交流の場づくり、育児相談等を行うことができました。</p> <p>◆今後も継続して実施していきます。</p>	保健福祉課 保育所	B
⑥地域子育て支援センター事業	<p>◇居宅で子育てをする保護者を対象に、子育て支援センター(めんごっこ広場)や遊び場(子育て広場)を提供し、保護者と子ども同士の交流を促進する事業です。また、地域の多様なニーズに対応した保育を実施するため、子育て支援センターと保健福祉課・公民館が連携し、定期的に保護者や子ども同士が相談・交流できる場を支援する事業です。</p> <p>◆週3回の「めんごっこ広場」の開設、週2回の「子育て広場(公民館)」の実施と、親子のふれあいの場を提供することができました。また、定期的な育児相談、栄養・保健指導等も行うことができました。</p> <p>◆人材育成を推進するとともに、その活動を広く周知することにより参加者の拡大等を図る取組を行いながら、今後も継続して事業の推進を図ります。</p>	保健福祉課 保育所	B
⑦子育て学習機会の確保	<p>◇公民館などで実施している子育て広場などの拡充を促進し、保育所・認定こども園を地域に開放して子育て家庭の交流や子育て学習機会を確保する事業です。</p> <p>◆認定こども園等において、年数回未就園児に対し開放し、園児との触れ合いの場を提供しています。</p> <p>◆事業及び所管の見直しを行い、今後も継続して事業の推進を図ります。</p>	保健福祉課 保育所	C

※評価ランク:A=目標達成、B=推進できた、C=実施中である(現状維持)、D=実施したが見直しが必要、E=未実施

施策(2)保育サービスの提供基盤の整備

項目	◇事業内容 ◆現状、今後の方策等	主な所管	評価
①通常保育事業	<p>◇通常保育をはじめ、低年齢児保育の充実、産休・育休明け入所の予約等を行う事業です。</p> <p>◆待機児童対策として、保育所、民間保育施設と調整を行い、入所定員枠の弾力化を図りました。</p> <p>◆3歳未満児の受け入れを強化しました。</p> <p>◆今後も継続して実施していきます。</p>	保健福祉課 子育て支援係 保育所	B
②研修、相互交流の充実	<p>◇保育所や認定こども園などによる研修や相互交流の充実を図るとともに、防災、防犯、不審者、虐待、子育て支援の専門分野に係る研修の充実を図る事業です。</p> <p>◆保育所、民間保育施設と連携し、各種研修に関する情報共有に努めました</p> <p>◆様々な研修や、町内幼保小中連携の保育参観に参加し、よりよい保育の充実を図りました。</p> <p>◆今後も継続して実施していきます。</p>	保健福祉課 子育て支援係 保育所	B
③関係機関・団体との連携強化	<p>◇学校・警察署・消防署・保健福祉センター等の関係機関・団体や民生委員・児童委員、主任児童委員等と連携強化を図る事業です。</p> <p>◆新入学に向けての引継ぎや、災害時や緊急時に連携が取れる体制の整備を図りました。</p> <p>◆今後も継続して実施していきます。</p>	保健福祉課 保育所	B
④保育サービスの質の向上	<p>◇保育所の評価、保育所職員の研修体制の充実、地域との関係機関と連携した体制の整備を図る事業です。</p> <p>◆各種研修会へ参加することにより、保育の質の向上に努めました。</p> <p>◆今後も継続して実施していきます。</p>	保健福祉課 保育所	B

※評価ランク：A＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である（現状維持）、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施

施策(3)子育て支援ネットワークの構築

項目	◇事業内容 ◆現状、今後の方策等	主な所管	評価
①子育て支援ネットワークづくり	<p>◇子育て支援の機関、団体のネットワーク化や情報交流の場づくりの充実を図る事業です。</p> <p>◆コロナ禍で対面での交流会等はありませんでしたが、オンラインでの開催を行いました。</p> <p>◆今後も関係機関との連携を図りながら、継続して実施していきます。</p>	保健福祉課 保育所	C
②関係機関との連携	<p>◇様々な子育て支援活動を行う団体やサークルなどが、円滑に活動を行えるよう、関係機関との連携体制の整備や協議等を行うことにより、継続した子育て支援体制を構築する事業です。</p> <p>◆子育て支援事業所と連携し、各種事業の推進に努めました。</p> <p>◆今後も継続して実施していきます。</p>	保健福祉課 子育て支援係 保育所	B

※評価ランク：A＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である（現状維持）、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施

施策(4)子育て支援団体への情報提供・活動支援

項目	◇事業内容 ◆現状、今後の方策等	主な所管	評価
①子育て支援団体への情報提供・支援	<p>◇子育て家庭及び子育て支援団体に対し、認定こども園・保育所・公民館だよりや広報紙の発行、各種行事の会場における周知活動などにより、子育て支援に関する情報提供の充実を図る事業です。</p> <p>◆ 広報紙やSNS等を用いた情報発信、チラシの設置、配布をとおして子育て支援に関する情報提供に努めました。</p> <p>◆ 今後も関係機関との連携を図りながら、継続して実施していきます。</p>	保健福祉課 子育て支援係	B
②子育て支援サポーターの育成・支援	<p>◇地域における子育て支援活動を行う「子育て支援者養成講座」を開催し、人材の育成・確保に努めるとともに、子育て応援者の活動に必要な支援を行う事業です。</p> <p>◆ 毎年、中山町と山辺町の共同で「子育て支援者養成講座」を行い、人材育成に努めています。</p> <p>◆ 今後も継続して実施していきます。</p>	保健福祉課 子育て支援係	B
③子育て支援活動の促進	<p>◇地域の子育てサークルなど子育てに関する活動に参加しやすい環境づくりのために、サークル活動の研修会や講演会を開催することにより、活動の促進を図る事業です。</p> <p>◆ コロナ禍を経て、地域団体の活動が減少・終了したため、事業の見直しを行います。</p>	保健福祉課 子育て支援係	E

※評価ランク:A=目標達成、B=推進できた、C=実施中である(現状維持)、D=実施したが見直しが必要、E=未実施

施策(5)子どもの健全育成の推進

項目	◇事業内容 ◆現状、今後の方策等	主な所管	評価
①子どもの居場所の確保	<p>◇子ども自身が健やかに育ち、子どもの成長に配慮した環境づくりを推進するため、子育て支援センター、公民館の活用、児童遊園・各種公園での遊び場の確保、公共施設の利用・活用等の取組を行う事業です。</p> <p>◆ 都市公園・児童遊園等の遊び場の確保を図りました。</p> <p>◆ 子育て支援センター、公民館等と連携し、事業の推進に努めました。</p> <p>◆ 今後も継続して実施していきます。</p>	保健福祉課 子育て支援係 保育所	B
②社会福祉協議会との連携	<p>◇社会福祉協議会との連携により、小学生ふれあい交流事業、世代間交流事業、心身障がい児福祉事業の実施を図る事業です。</p> <p>◆ 社会福祉協議会で児童生徒や高齢者を対象とした地域食堂を実施しています。</p> <p>◆ 社会福祉協議会と連携を図り、事業の推進に努めました。</p> <p>◆ 今後も継続して実施していきます。</p>	保健福祉課 子育て支援係	B

項目	◇事業内容 ◆現状、今後の方策等	主な所管	評価
③民生委員・児童委員、主任児童委員との連携	<p>◇担当地区における民生委員・児童委員、主任児童委員との連携を図り、子どもの健全育成を推進する活動を支援する事業です。</p> <p>◆相互の連携が十分に図られ、有事の際には迅速に情報提供できる体制が整っており、子どもの健全育成を推進できています。</p> <p>◆迅速に情報共有できる体制を維持するため、関係機関相互の連携強化に努めました</p> <p>◆今後も継続して実施していきます。</p>	保健福祉課 子育て支援係	B
④ブックスタート事業	<p>◇絵本を通して豊かな心を育み、親子の絆をより深めるきっかけとなるよう絵本の交付を行う事業です。</p> <p>◆図書室職員やボランティアの協力を得て、3か月健診の際に絵本プレゼントの引換券を配布し、図書室で交換することにより、本との触れ合いや図書室利用に繋ぐことができました。</p> <p>◆今後も継続して実施していきます。</p>	保健福祉課 保健指導係 教育課 社会教育係	B
⑤子どもの健全育成・啓発	<p>◇保健福祉センター、児童相談所、警察署、少年補導員、保護司、更生保護女性会、学校、青少年育成町民会議等との連携強化により、子どもの健全育成に係る活動の充実を図る事業です。また、中学校を対象とした福祉体験等のボランティア体験学習を実施する事業です。</p> <p>◆関係機関と連携し、情報共有を図るなど、事業の推進に努めました。</p> <p>◆青少年育成町民会議による夏季巡回活動やあいさつ運動、有害図書調査、善行者への表彰など子どもの健全育成に努めました。</p> <p>◆更生保護女性会では、各団体と連携し、地区毎にけん玉によるミニ集会を実施しました。</p> <p>◆今後も継続して実施していきます。</p>	保健福祉課 子育て支援係 保健指導係 福祉係 教育課 社会教育係	B

※評価ランク:A=目標達成、B=推進できた、C=実施中である(現状維持)、D=実施したが見直しが必要、E=未実施

推進施策2 母性・乳児～思春期までの健康の確保及び増進

【現状と課題等】

- 母親が子どもを安心して産み、健やかに育てるためには、妊娠、出産、育児の切れ目ない支援が必要となります。
- 本町では、妊婦に対し、妊娠中の健康を保持するための保健教育や保健師による訪問指導等を行い、出産、育児にあたっての基礎的知識の普及や支援に取り組み、安心して出産し育児ができるよう支援しています。
- 母子保健事業による乳幼児健診や訪問指導、新生児訪問による支援を実施し、発達障がいや疾病の早期発見・発育状況に応じた適切な支援に取り組んでいます。今後も、母子保健事業に基づいた妊娠・出産から子どもの成長に応じた健康の保持・増進に取り組めます。
- 保護者が交流できる場を提供し仲間づくりを支援するとともに、地域で気軽に子育てに関する相談ができる育児支援サポーターの育成などを一層推進することが重要です。
- 乳幼児期から成長段階に応じた望ましい生活習慣や食生活習慣を形成できるよう、必要な支援を実施することも大切です。

【今後の方策】

施策(1)子どもの健康づくりの支援と健やかな発達の促進

項目	◇事業内容 ◆現状、今後の方策等	主な所管	評価
①健康づくりの支援	◇各種乳幼児健康診査及び相談(乳幼児健診、乳幼児相談、予防接種事業、フッ素塗布事業)等の取組を充実することにより、母子の健康増進を図る事業です。 ◆すべての子どもが各種検診・相談等を受けることができました。 ◆今後も継続して実施していきます。	保健福祉課 保健指導係	A
②支援体制の充実	◇子どもと母親の健康を保持するため、乳幼児の発達やことばに関する相談、新生児・妊産婦訪問、育児支援サポーター事業に関する支援を行う事業です。 ◆母子の健康の保持に関する支援を実施することができました。 ◆今後も継続して実施していきます。	保健福祉課 保健指導係	A
③妊娠・出産期における健康づくりの支援	◇妊婦が安心して出産を迎え、出産後も健やかに生活ができるよう、健康保持・増進を目的とし、妊娠中の健康管理やパパママ教室の開催等、健康教育や相談を実施し、保健指導の充実を図る事業です。 ◆妊産婦の健康づくりに関する支援を実施することができました。 ◆今後も継続して実施していきます。	保健福祉課 保健指導係	A

項目	◇事業内容 ◆現状、今後の方策等	主な所管	評価
④新生児、産婦の健康管理	<p>◇医療機関と連携を図り、新生児訪問(新生児等の健康管理)や健診を行い、新生児や産婦の健康管理を推進する事業です。</p> <p>◆新生児訪問や健診を実施し、健康管理を推進することができました。</p> <p>◆今後も継続して実施していきます。</p>	保健福祉課 保健指導係	A
⑤安心できる子育て環境づくり	<p>◇乳幼児相談や個別相談・電話相談、ふれあい交流や子育て情報の充実、家庭での事故防止の啓発等により、母親が子どもを安心して育てていくことのできる環境づくりを推進する事業です。</p> <p>◆安心できる子育て環境づくりの推進を実施することができました。</p> <p>◆今後も継続して実施していきます。</p>	保健福祉課 保健指導係	A
⑥かかりつけ医の定着促進	<p>◇乳幼児保健講座及び各種健診・相談において、かかりつけ医・歯科医を持つよう働きかけを行う事業です。</p> <p>◆かかりつけ医の定着促進を図ることができました。</p> <p>◆今後も継続して実施していきます。</p>	保健福祉課 保健指導係	A
⑦小児医療体制の充実	<p>◇在宅当番医の初期救急、救急病院の整備を通じ、小児救急医療体制の充実を図るとともに、山形県や近隣市町と連携し小児科医などの確保に係る働きかけを行う事業です。</p> <p>◆母子手帳交付や乳幼児健診時に救急電話相談や夜間休日診療について情報提供を実施しました。</p> <p>◆医師確保についてはパンフレット等を掲示し啓発を図りました。</p> <p>◆今後も継続して実施していきます。</p>	保健福祉課 保健指導係	A

※評価ランク:A=目標達成、B=推進できた、C=実施中である(現状維持)、D=実施したが見直しが必要、E=未実施

施策(2)食育の推進

項目	◇事業内容 ◆現状、今後の方策等	主な所管	評価
①幼児期からの正しい食習慣の形成	<p>◇子どもの豊かな人間性の形成や心身の健全育成を図るため、幼児期からの正しい食事の摂り方や食習慣の定着を図る事業です。</p> <p>◆妊娠期の食育教室等の開催、幼児期の食育啓発、学童・思春期の食育啓発等を行い、正しい食習慣を推進することができました。</p> <p>◆乳幼児健診時に管理栄養士による栄養指導を実施しました。</p> <p>◆今後も継続して実施していきます。</p>	保健福祉課 保健指導係	A

項目	◇事業内容 ◆現状、今後の方策等	主な所管	評価
②食べる力を育むための環境づくり	<p>◇子どもの健康を保持・増進するため、おやこ料理教室、地域での食育推進等の取組を行う事業です。</p> <p>◆やまのべ温泉市の事業を支援し、各種食育活動を実施しました。</p> <p>◆やまのべ温泉市と協力し、町の公式 SNS などを通じて地元産食材の旬を発信しました。</p> <p>◆おやこ料理教室等、事業の見直しを行いながら、今後も継続して実施していきます。</p>	保健福祉課 保健指導係 産業課 農政係	B
③地産地消事業の推進	<p>◇産業課と連携し地元産の農作物などについての情報提供を行い、食を大切にする心の育成に取り組む事業です。</p> <p>◆地元産食材の給食への提供支援や食材購入支援を行い、地元産農産物の振興に努めました。</p> <p>◆「第2次山辺町食育・地産地消推進計画(R5策定)」に基づき、今後も継続して実施していきます。</p>	保健福祉課 保健指導係 産業課 農政係	A
④生産者、事業者の食育啓発	<p>◇生産者、事業者との協力による見学、体験学習(調理実習や農業体験など)や食に関する講座を通して食育の啓発を行う事業です。</p> <p>◆青年農業者連絡協議会により、町内の認定こども園や保育所で農作物の作付けや収穫の支援を行いました。</p> <p>◆「第2次山辺町食育・地産地消推進計画(R5策定)」に基づき、今後も継続して実施していきます。</p>	保健福祉課 保健指導係 産業課 農政係	B
⑤ボランティアなどによる食育活動の推進	<p>◇食生活改善推進協議会などの様々なボランティアによる郷土料理講習や農林業の体験学習などの食育活動について情報提供を行い、活動の推進と支援に取り組む事業です。</p> <p>◆山辺町農業体験学習事業の実施等により、体験学習の推進を行いました。</p> <p>◆「第2次山辺町食育・地産地消推進計画(R5策定)」に基づき、今後も継続して実施していきます。</p>	保健福祉課 保健指導係 産業課 農政係	B

※評価ランク:A=目標達成、B=推進できた、C=実施中である(現状維持)、D=実施したが見直しが必要、E=未実施

施策(3)学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

項目	◇事業内容 ◆現状、今後の方策等	主な所管	評価
①心の健康などの相談、情報提供	<p>◇関係各課、関係機関や学校などが相互に連携強化し、思春期相談(摂食障害・やせ症・不登校・ひきこもりなど)、心の相談、心の健康講座を行う事業です。</p> <p>◆カウンセラーを山辺中学校に配置し、思春期相談、心の相談、心の健康相談等を行いました。</p> <p>◆引き続きカウンセラーの配置に向けて、県へ働きかけを行います。</p>	保健福祉課 保健指導係 教育課 学校教育係	A

項目	◇事業内容 ◆現状、今後の方策等	主な所管	評価
②子どもの自殺予防の推進	<p>◇関係各課や関係機関が相互に連携し、子どもの自殺予防に努め、相談窓口における情報提供や自殺予防の広報・周知等の取組を推進する事業です。</p> <p>◆令和元年度に自殺対策計画を策定し、令和6年度に第2期計画を策定予定です。</p> <p>◆今後も関係機関のさらなる連携強化に努め、継続して実施していきます。</p>	保健福祉課 保健指導係 教育課 学校教育係	A
③健康教育の推進	<p>◇小学校・中学校・高校の児童・生徒を対象に、健康を維持・増進するために必要な知識の習得と実践を促すための健康教育の充実を図る事業です。</p> <p>◆各学校主体で、今後も継続して実施していきます。</p>	保健福祉課 保健指導係 教育課 学校教育係	A
④予防対策(性感染症予防、タバコ、飲酒、薬物防止等)	<p>◇性感染症や喫煙・飲酒の害等に関する必要な知識の普及に努め、自ら判断する能力の習得や健康維持の推進を図る事業です。</p> <p>◆各学校主体で、今後も継続して実施していきます。</p>	保健福祉課 保健指導係 教育課 学校教育係	A

※評価ランク:A=目標達成、B=推進できた、C=実施中である(現状維持)、D=実施したが見直しが必要、E=未実施

推進施策3 虐待防止対策の充実

【現状と課題等】

- 全国的に子どもが被害者となる事件が増加し、中でも児童虐待の事件が年々増えています。児童虐待は、子どもの心身に深い傷を残し、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与えるばかりか、次の世代に引き継がれ、将来において深刻な社会問題へと拡大するおそれもあります。児童虐待の因果関係を特定することは困難ですが、保護者が親などから十分愛情を感じる事ができないまま、自分の子どもへの愛情表現もうまくできず虐待してしまうことが大きな要因として指摘されています。また、子育てにおける不安や悩みなどのストレスから虐待に至ってしまう事例も見受けられます。
- 子どもの虐待を防止するため、保護者の不安や悩みなどのストレスを早期に軽減するための取組を推進するとともに、地域社会全体で虐待の早期発見、対応ができる体制を構築することが重要です。また、虐待後の保護者と子どもが望ましい親子関係を構築することができるよう関係機関などと連携し、支援することが大切です。
- 「いじめ」についても学校のみならず地域社会全体で早期発見することが重要です。今後は民生委員・児童委員や地域との連携を強化する必要があります。

施策(1)子どもの権利を擁護するシステムづくり

項目	◇事業内容 ◆現状、今後の方策等	主な所管	評価
①子どもの権利擁護	◇要保護児童対策地域協議会等、関係機関との連携を強化し、相談体制の充実や在宅支援の推進に努め、子どもの権利を擁護するためのシステムの構築を推進する事業です。 ◆要保護児童対策地域協議会を中心に、要保護児童や要支援児童、特定妊婦を取り巻く情報を共有し、体制強化を図りました。 ◆今後も関係機関との連携強化に努めながら、継続して実施していきます。	保健福祉課 子育て支援係 教育課 学校教育係	B
②人権教育の推進	◇関係機関や総務課・教育委員会などが連携し、子ども同士が相互に尊重し合い、助け合う意識を涵養するため、人間形成の基礎が培われる幼児期からの人権教育に関する積極的な取組を推進する事業です。 ◆各関係機関が連携し、人権の花や書道展などを通じ、人権教育への取組への推進を図りました。 ◆今後も関係機関との連携強化に努めながら、継続して実施していきます。	総務課 庶務係 教育課 学校教育係	B

※評価ランク：A＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である（現状維持）、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施

施策(2)いじめや虐待の防止・早期発見・対応体制の構築

項目	◇事業内容 ◆現状、今後の方策等	主な所管	評価
①虐待の早期発見	<p>◇保健福祉センターでの健診、保育所、認定こども園、学校などにおいて、虐待の早期発見に努めるとともに、民生委員・児童委員や地域との連携を強化し、地域における虐待防止の意識の向上と虐待の早期発見に努める事業です。</p> <p>◆乳幼児健診においては保護者への問診や身体計測等により、虐待の早期発見に努めました。</p> <p>◆関係機関との連携、情報共有を図ることができました。</p> <p>◆要保護児童対策地域協議会を中心として、児童虐待の対応を行いました。</p> <p>◆今後も継続して実施していきます。</p>	保健福祉課 保健指導係 福祉係 教育課 学校教育係	A
②虐待相談機能体制の充実	<p>◇町民や民生委員・児童委員、子育て関係機関が児童虐待を受けたと思われる児童などの相談・通告をしやすいように、町の相談窓口の情報提供に努めるとともに、子育て支援センターにおける総合相談窓口の機能を強化し、虐待相談機能の充実を図る事業です。</p> <p>◆調整機関において相談や通告を受け付け、相談機能体制の強化に努めました。</p> <p>◆今後も関係機関との連携強化に努めながら、継続して実施していきます。</p>	保健福祉課 子育て支援係 教育課 学校教育係	B
③養育訪問事業	<p>◇こにちは赤ちゃん事業、養育支援訪問事業等により、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師、保育士などが居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行い、望ましい養育の実施を図る事業です。</p> <p>◆赤ちゃん訪問により継続指導が必要な家庭には、再訪問や電話等により指導を行いました。</p> <p>◆今後も状況に応じて、適切な対応に努めます。</p>	保健福祉課 保健指導係	A
④虐待児保護・支援・アフターケア	<p>◇虐待を受けた児童を対象に、一時母子の分離などによる保護に努め、緊急性のあるケースについては児童相談所と連携し、一時保護やアフターケアの充実を図る事業です。</p> <p>◆関係機関と連携し、情報共有を図るなど、事業の推進に努めました。</p> <p>◆今後も関係機関との連携強化に努めながら、継続して実施していきます。</p>	保健福祉課 子育て支援係 教育課 学校教育係	B
⑤情報提供	<p>◇子ども虐待の知識について、広報紙などによる情報提供を行い、予防啓発・早期発見・早期対応を行う事業です。</p> <p>◆虐待防止月間ポスター貼付や広報紙掲載による啓発などにより、早期発見に努めました。</p> <p>◆今後も関係機関との連携強化に努めながら、継続して実施していきます。</p>	保健福祉課 子育て支援係 教育課 学校教育係	B

項目	◇事業内容 ◆現状、今後の方策等	主な所管	評価
⑥いじめの早期発見	<p>◇関係機関や保健福祉課・教育委員会、民生委員・児童委員などが連携し、いじめの早期発見・早期対応による適切な指導の実施に努める事業です。</p> <p>◆学校主体の校内調査や、カウンセラー等の配置により、早期発見に努めました。</p> <p>◆体制の見直しにより連携の強化に努め、今後も継続して実施していきます。</p> <p>◆いじめアンケート等の実施を継続していきます。</p>	<p>保健福祉課 子育て支援係 教育課 学校教育係</p>	B

※評価ランク:A=目標達成、B=推進できた、C=実施中である(現状維持)、D=実施したが見直しが必要、E=未実施

推進施策4 障がいのある子どもを支援する施策の充実

【現状と課題等】

- 我が国では、平成 18 年度に「障害者自立支援制度」が施行されるとともに、ノーマライゼーションの理念に基づいて、障がいのある人が、障がいのない人とともに地域社会のなかで生き活きと自己実現を図ることができる「共生社会」を築くことが求められています。しかし、地域社会のなかで障がいや障がい児への正しい理解は、まだまだ進んでいないのが現状です。障がい児などが地域社会のなかで、生き活きと生活し充実した人生を送れるようにするためには、地域社会における障がいや障がい児などへの正しい知識を深めることが大切です。
- 障がい児やその保護者が、社会の一員として生きがいのある生活を営めるよう、保育所や放課後児童健全育成事業における障がい児保育事業などを推進するとともに、障がい児などの障がいの特性に応じた療育や教育を充実し、社会全体で障がい児が健やかに成長できる環境づくりに取り組むことも重要です。
- 本町では、「山辺町地域福祉計画」及び「山辺町障がい福祉計画・山辺町障がい児福祉計画」に基づき、障がいのある子どもを支援する取組を実施しています。

施策(1)障がい児の社会参加の促進

項目	◇事業内容 ◆現状、今後の方策等	主な所管	評価
①障がい児との相互交流	◇障がい児が通園・通学する学校、施設等での相互学習・交流・研修や小・中学校の特別支援学級児童と普通学級児童との交流を図ったり、学校・施設間との協働による作品展などの行事を展開する事業です。 ◆保護者の希望により特別支援学校から受け入れをしており、児童との交流を行っています。 ◆今後も関係機関との連携強化に努めながら、継続して実施していきます。	保健福祉課 福祉係 教育課 学校教育係	A

※評価ランク:A=目標達成、B=推進できた、C=実施中である(現状維持)、D=実施したが見直しが必要、E=未実施

施策(2)障がい児家庭への支援

項目	◇事業内容 ◆現状、今後の方策等	主な所管	評価
①障がい児家庭への生活支援	◇居宅介護(ホームヘルプサービス)等の障害福祉サービスの提供及び日中一時支援事業等の地域生活支援事業を提供することにより、障がい児家庭の生活の安定を図る事業です。 ◆障害福祉サービスや地域生活支援事業については、第7期山辺町障がい福祉計画・第3期山辺町障がい児福祉計画で数値目標を設定し、一定の成果が出ています。 ◆今後も山辺町障がい福祉計画・山辺町障がい児福祉計画に基づき、必要なサービスの支給決定を行います。	保健福祉課 福祉係	B

項目	◇事業内容 ◆現状、今後の方策等	主な所管	評価
②障がい児保育の充実	<p>◇発達障がいなどの軽度の障がいがある乳幼児について、保育所等で保育できるよう障がい児保育の充実に取り組む事業です。</p> <p>◆保育所等において一定数の障がい児の受け入れを行いました。</p> <p>◆今後も必要に応じて、保育所等において障がい児の受け入れを行います。</p>	保健福祉課 福祉係	B
③放課後児童健全育成事業による障がい児受け入れ	<p>◇放課後児童健全育成事業における障がい児の受け入れの充実に取り組む事業です。</p> <p>◆支援員の配置に努め、障がい児の受け入れの充実に努めました。</p> <p>◆今後も関係機関との連携強化に努めながら、継続して実施していきます。</p>	保健福祉課 子育て支援係 教育課 学校教育係	B
④障がい児虐待の早期発見・対応体制の構築	<p>◇障がい児虐待についても児童虐待と同様に予防と早期発見・対応の推進体制の構築に取り組む事業です。</p> <p>◆要保護児童対策地域協議会を中心に情報共有を図り、体制強化に努めました。</p> <p>◆今後も関係機関との連携強化に努めながら、継続して実施していきます。</p>	保健福祉課 子育て支援係 福祉係 教育課 学校教育係	B
⑤各種障がいに合わせたサービスの提供	<p>◇障がいに対する相談や障がいに合わせた障害福祉サービスを提供する事業です。</p> <p>◆町内及び近隣市町の障害福祉サービス事業所を利用できるように支援しています。</p> <p>◆今後も継続して実施していきます。</p>	保健福祉課 福祉係	B
⑥経済支援	<p>◇障がいのある子どもの生活基盤を経済的に支援するため、特別児童扶養手当の申請受付などを行う事業です。</p> <p>◆特別児童扶養手当の申請に基づき、適切に支給を行いました。</p> <p>◆特別児童扶養手当事業の推進に努めました。</p> <p>◆今後も継続して実施していきます。</p>	保健福祉課 子育て支援係	B

※評価ランク:A=目標達成、B=推進できた、C=実施中である(現状維持)、D=実施したが見直しが必要、E=未実施

推進施策1 職業生活と家庭生活の両立支援

【現状と課題等】

- 我が国では女性の社会進出が進み、子育て家庭の共働きが増加しています。
- 本町でも子育て家庭の共働きが多くなっており、ニーズ調査結果から就労状況をみると、就学前児童の母親、小学生の母親ともに約8割が就労中となっています。このような中で、就学前児童の世帯で日常的に子育てにかかわっている方をみると「母親」86.7%、「父親」65.4%となっており、男性も育児に参加している状況がうかがえます。
- 育児休業・介護休業制度などが導入され、利用する人は年々増加してきています。しかし、経済状況などの悪化にともなって、企業の経営基盤が不安定となり、育児休業を取りにくいことや理解を得ることが難しいことなどが課題となっています。また、我が国では、平成不況により、若者の契約社員などに代表される雇用形態の不安定化により、結婚や家族を持つことに不安を抱えてしまうなど、晩婚化・少子化が急速に進む要因となっています。このような状況を改善するためには、町民や事業主などが仕事と家庭・子育てを両立(ワーク・ライフ・バランス)するための意識の醸成に取り組むことが重要です。仕事と結婚・子育ての調和を図るため、事業主などに育児・介護休業制度の周知を図るとともに、国・県・関係機関と連携を図りながら、仕事と結婚・子育てを両立できる環境づくりを推進することが大切です。
- 子育て世帯における育児に関する経済的負担は、年々増加傾向にあり、少子化の一つの要因と言われています。経済的な負担の軽減を図るため、経済的な支援の充実に取り組むことが重要です。特にひとり親家庭に対しては、安定した生活を営むことができるよう自立するための就労支援や経済的支援が大切です。

【今後の方策】

施策(1)父親の家庭、地域生活の積極的参画の推進

項目	◇事業内容 ◆現状、今後の方策等	主な所管	評価
①家庭と仕事の両立支援に向けた環境づくりへの啓発活動の充実	<p>◇町内の事業所を対象に、就労者の育児や介護等の家族的責任に対する理解と協力を図る広報啓発の充実、就労者の家庭と仕事の両立に十分配慮した多様でかつ柔軟な働き方の選択を可能とするための啓発・普及、人材の募集・採用の公平・公正性について企業内研修会等での普及・定着等、子育てと仕事の両立を支援するための啓発活動の充実を図る事業です。</p> <p>◆広報紙や SNS 等を用いた情報発信、チラシの設置、配布をとおして子育て支援に関する情報提供に努めました。</p> <p>◆商工会、町 HP 等を通じ、事業所への広報啓発活動を行いました。</p> <p>◆今後も継続して実施していきます。</p>	<p>保健福祉課 子育て支援係 産業課 商工振興係</p>	B
②男女共同参画に関する広報・啓発の推進	<p>◇家事・育児・介護等、家庭生活の全般にわたる性別役割分担意識の解消と、男女共同参画の視点に立つ豊かな家庭生活の実現を目指し、様々な機会や媒体を通じて男女共同参画の考え方に関する広報・啓発を行う事業です。</p> <p>固定的な性別役割分担意識にとらわれない男女平等の視点に立った意識を培うため、家庭教育をはじめ学校教育や社会教育における男女平等教育を推進します。</p> <p>◆毎年、男女共同参画週間に合わせて広報紙での特集やパネル展を実施するなど、男女共同参画の考え方に関する広報・啓発に努めています。</p> <p>◆県による企業への支援制度やイクボス推進に関する制度などの周知に関して、町としても広報活動に努めました。</p> <p>◆広報紙や SNS 等を用いた情報発信、チラシの設置、配布をとおして子育て支援に関する情報提供に努めました。</p> <p>◆今後も継続して実施していきます。</p>	<p>政策推進課 協働推進係 保健福祉課 子育て支援係 教育課 学校教育係</p>	B
③男女共同参画推進の整備	<p>◇男女共同参画計画の策定にともない、町民団体や関係各課と連携した制度の整備に取り組む事業です。</p> <p>◆各種団体からの推薦委員と公募委員からなる山辺町男女共同参画推進委員会を組織し、年1回の会議で進捗状況や事業等への意見収集を行い、また、男女共同参画の取組について各課と連携し、計画の推進に努めました。</p> <p>◆今後も継続して実施していきます。</p>	<p>政策推進課 協働推進係</p>	B
④男女共同参画に関する活動団体の育成・支援	<p>◇男女共同参画に関する活動を行う町民団体等の育成と、その活動の支援に取り組む事業です。</p> <p>◆町の独自講座を年1回開催し、町民一般への周知だけでなく各種団体へ直接参加を呼びかけて実施することにより、各種団体の男女共同参画に関する意識・取組が深まるよう努めました。</p> <p>◆今後も継続して実施していきます。</p>	<p>政策推進課 協働推進係</p>	B

項目	◇事業内容 ◆現状、今後の方策等	主な所管	評価
⑤家庭内暴力(DV)の防止・周知の推進	<p>◇家庭内暴力(DV)等の防止と広報紙等によるDVの防止や早期発見・対応を行う事業です。</p> <p>◆DVに関する研修に参加し、情報収集に努め、また外部からのチラシを公民館等を通じて配布する等、DVに係る情報発信に努めました。</p> <p>◆パープルリボンを全職員が身につけ啓発を行いました。</p> <p>◆広報紙や SNS 等を用いた情報発信、チラシの設置、配布をとおして子育て支援に関する情報提供に努めました。</p> <p>◆関係機関と連携し、事案の発生防止等に努めました。</p> <p>◆今後も継続して実施していきます。</p>	<p>政策推進課 協働推進係 保健福祉課 子育て支援係 教育課 学校教育係</p>	B
⑥小学校における人権教室の推進	<p>◇小学生を対象とした人権教室において、相手への思いやりの心や、生命の尊さを体得するための活動を支援する事業です。</p> <p>◆人権教室、人権の花運動、人権書道展及び人権作文等の事業実施により、町内小中学生の人権擁護意識の向上につなげることができました。</p> <p>◆広報紙や SNS 等を用いた情報発信、チラシの設置、配布をとおして子育て支援に関する情報提供に努めました。</p> <p>◆各学校で「いのちの教育」を実施しました。</p> <p>◆今後も継続して実施していきます。</p>	<p>総務課 庶務係 保健福祉課 子育て支援係 教育課 学校教育係</p>	B

※評価ランク:A=目標達成、B=推進できた、C=実施中である(現状維持)、D=実施したが見直しが必要、E=未実施

施策(2)子育てしやすい就労環境づくり

項目	◇事業内容 ◆現状、今後の方策等	主な所管	評価
①労働時間短縮への働きかけ	<p>◇町内の事業所を対象に、労働時間短縮を促進するため、国・県の普及パンフレットや資料の配布などにより週40時間労働制に関する啓発・広報活動を行う事業です。</p> <p>◆商工会、町 HP 等を通じ、事業所への広報啓発活動を行いました。</p> <p>◆今後も継続して実施していきます。</p>	<p>産業課 商工振興係</p>	B
②フレックスタイムや在宅就労などの就労形態の多様化への働きかけ	<p>◇町内の事業所を対象に、家庭と仕事の両立を図り、ゆとりある生活が送れるよう、フレックスタイム制や子育て期の短時間勤務、在宅就労など多様な就労形態導入の働きかけを行う事業です。</p> <p>◆商工会、町 HP 等を通じ、事業所への広報啓発活動を行いました。</p> <p>◆広報紙や SNS 等を用いた情報発信、チラシの設置、配布をとおして子育て支援に関する情報提供に努めました。</p> <p>◆今後も継続して実施していきます。</p>	<p>産業課 商工振興係 保健福祉課 子育て支援係</p>	B

項目	◇事業内容 ◆現状、今後の方策等	主な所管	評価
③育児・介護休業制度の普及啓発と取得推進に向けた働きかけ	<p>◇事業主を対象に、育児・介護休業制度に関する広報・周知に努めるとともに、育児休業の取得や職場復帰がしやすい環境の整備、育児休業給付制度の適切な運用についての広報・周知に取り組む事業です。</p> <p>◆商工会、町 HP 等を通じ、事業所への広報啓発活動を行いました。</p> <p>◆今後も継続して実施していきます。</p>	産業課 商工振興係	B
④再雇用制度への働きかけ	<p>◇事業主等に、育児・介護休業など各種制度の定着と利用しやすい環境づくりの促進、再雇用制度の導入等に関する啓発活動の推進を行う事業です。</p> <p>フレックスタイム制、短時間勤務制度などの柔軟な勤務体制の導入、求人制限廃止等の啓発を行い、再就職の機会拡充を図ります。</p> <p>◆商工会、町 HP 等を通じ、事業所への広報啓発活動を行いました。</p> <p>◆今後も継続して実施していきます。</p>	産業課 商工振興係	B
⑤再雇用・再就職の促進を図る相談、情報・学習機会の提供	<p>◇出産や育児により一時退職した女性の再就職を支援するため、関係機関と連携し、再就職に関する相談や情報・学習機会の提供等を行う事業です。</p> <p>◆商工会、町 HP 等を通じ、事業所への広報啓発活動を行いました。</p> <p>◆今後も継続して実施していきます。</p>	産業課 商工振興係	B

※評価ランク：A＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である（現状維持）、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施

施策(3)企業等の子育て家庭支援推進の働きかけ

項目	◇事業内容 ◆現状、今後の方策等	主な所管	評価
①事業所内保育施設設置への働きかけ	<p>◇町内の事業所を対象に、勤務が不規則な就業者の子育てを支援するため、事業所内保育施設の設置を推進する事業です。</p> <p>◆商工会を通じ、事業所へ働きかけを行いました。</p> <p>◆施設設置に係る事業所との意見交換等を行いました。</p> <p>◆広報紙や SNS 等を用いた情報発信、チラシの設置、配布をとおして子育て支援に関する情報提供に努めました。</p> <p>◆今後も継続して実施していきます。</p>	保健福祉課 子育て支援係 産業課 商工振興係	B
②職場の理解と協力体制の広報・啓発	<p>◇事業主・従業員の職場における問題に対処するため、町内の商工関係団体等と連携し、労働問題（育児休業制度取得等）や事業所内保育所設置等の周知と講演会等の開催により、子育て家庭への支援を行う事業です。</p> <p>◆商工会、町 HP 等を通じ、事業所への広報啓発活動を行いました。</p> <p>◆今後も継続して実施していきます。</p>	産業課 商工振興係	B

※評価ランク：A＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である（現状維持）、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施

施策(4)子育て家庭の負担軽減

項目	◇事業内容 ◆現状、今後の方策等	主な所管	評価
①子育て家庭への支援の充実	<p>◇保育料の軽減、児童手当の給付、子育て支援医療費助成事業(中学生まで)等により、子育て家庭における経済的負担の軽減に向けた支援の充実を図る事業です。</p> <p>◆各種手当や助成事業により、子育て家庭の経済的負担を軽減することができました。</p> <p>◆学校給食の保護者負担無償化に取り組みました。</p> <p>◆子育て支援医療費助成事業として、令和5年4月より入院を高校卒業年齢まで対象を拡大し、令和5年12月からは外来も高校卒業年齢まで拡大して、事業を実施しています。</p> <p>◆広報紙や SNS 等を用いた情報発信、チラシの設置、配布をとおして子育て支援に関する情報提供に努めました。</p> <p>◆今後も継続して実施していきます。</p>	<p>保健福祉課 子育て支援係</p> <p>教育課 学校給食センター</p> <p>町民生活課 国保医療係</p>	B

※評価ランク:A=目標達成、B=推進できた、C=実施中である(現状維持)、D=実施したが見直しが必要、E=未実施

施策(5)ひとり親家庭などの自立支援

項目	◇事業内容 ◆現状、今後の方策等	主な所管	評価
①子育ての支援・サービスの充実	<p>◇保育所入所における配慮、放課後児童クラブ優先利用、母子家庭日常生活支援(母子生活支援施設措置事業)等により、母子・父子家庭等を対象とした子育て支援サービスの充実を図る事業です。</p> <p>◆保育所入所におけるひとり親世帯への加点を行い、サービスの充実を図りました。</p> <p>◆今後も継続して実施していきます。</p>	<p>保健福祉課 子育て支援係</p>	B
②自立・就業支援	<p>◇母子自立支援員の設置や、母子・父子家庭等への就業支援の充実を図る事業です。</p> <p>◆商工会、町 HP 等を通じ、事業所への広報啓発活動を行いました</p> <p>◆広報紙や SNS 等を用いた情報発信、チラシの設置、配布をとおして子育て支援に関する情報提供に努めました。</p> <p>◆今後も継続して実施していきます。</p>	<p>保健福祉課 子育て支援係</p> <p>産業課 商工振興係</p>	B

項目	◇事業内容 ◆現状、今後の方策等	主な所管	評価
③経済支援	<p>◇母子福祉資金の貸付、母子・父子福祉対策資金(母子・父子福祉対策資金貸付事業)、母子・父子家庭医療費助成、児童扶養手当の給付等により、母子・父子家庭等への経済的支援の情報提供及び給付等を行う事業です。</p> <p>◆ひとり親家庭医療費助成事業を実施し、18歳以下の子どもを有する母子・父子家庭に対して医療費の自己負担額を助成することでひとり親家庭の経済的自立の支援が図られました。</p> <p>◆ひとり親家庭医療費助成事業で助成できない部分に対しては、子育て支援医療費助成事業を活用し、父子・母子家庭の経済的負担を無くすことができました。</p> <p>◆広報紙や SNS 等を用いた情報発信、チラシの設置、配布をとおして子育て支援に関する情報提供に努めました。</p> <p>◆今後も継続して実施していきます。</p>	<p>保健福祉課 子育て支援係 町民生活課 国保医療係</p>	B
④関係機関・団体との連携	<p>◇社会福祉協議会等と連携し、各種事業への支援を行う事業です。</p> <p>◆社会福祉協議会や東南村山地域生活自立支援センター、ハローワーク等と連携しながら、ひとり親支援を行いました。</p> <p>◆社会福祉協議会など関係機関と連携し、情報共有を図るなど、事業の推進に努めました</p> <p>◆今後も継続して実施していきます。</p>	<p>保健福祉課 子育て支援係</p>	B

※評価ランク:A=目標達成、B=推進できた、C=実施中である(現状維持)、D=実施したが見直しが必要、E=未実施

推進施策1 子育てを支援する生活環境の整備

【現状と課題等】

- 子育て家庭が安心してのびのびと子育てをするためには、良質な住環境を確保することが重要です。また、天候に左右されずに遊ばせることができる施設も必要です。
- また、住宅は、生活の基盤であり、家庭にとってかけがえのない空間です。子どもがのびのびとゆとりを持って生活でき、安心して子育てできる住宅の提供が求められています。
- 妊産婦や子どもたちが、安全で快適に生活していくうえで、公的施設のバリアフリー化を進める必要があります。
- 本町では、良質な住環境の整備と宅地を確保する取組を実施しています。また、子育て家庭が安心して遊べる公園などの整備にも取り組んでいます。

【今後の方策】

施策(1)安心して外出できる環境の整備

項目	◇事業内容 ◆現状、今後の方策等	主な所管	評価
①公的施設のバリアフリー化の推進	<p>◇子ども連れや妊産婦などの子育て家庭が安心して外出できるよう、通路や駐車場などの公共施設のバリアフリー化を推進する事業です。</p> <p>◆町道は、全てバリアフリー対応済み、公共施設はベビーカーでほぼ出入りできます。</p> <p>◆公民館は、ほぼバリアフリー対応していますが、屋内で対応していない箇所が一部あります。</p> <p>◆未整備となっている箇所のバリアフリー化推進に努めます。</p> <p>◆新たな整備を行う場合は、引き続きバリアフリー対応を行います。</p>	建設課 地域整備係 教育課 社会教育係	C

※評価ランク：A＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である（現状維持）、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施

推進施策2 子どもの安全の確保

【現状と課題等】

- 子どもの安全・安心の確保は、子育てしていくうえで最も重要なことです。子どもが交通事故や連れ去り犯罪に遭わないようにするためには、子ども自身に防犯の習慣をつけさせるとともに、地域社会全体で子どもを見守り、支援する取組が必要です。
- 本町では、保育所・認定こども園及び全小学校で交通安全教室を実施し、交通ルールや安全な自転車の乗り方などの指導に取り組んでいます。また、子どもの小学校への入学時期に、交通指導員や各種団体等と連携し、重点交通安全指導や街頭指導などを行っています。今後も、子どもへの交通安全教育を推進するとともに、交通指導員や交通安全母の会などと連携した交通安全指導に取り組むことが重要です。また、通学路の危険箇所を子どもが認識しながら通学できるよう継続して交通安全教育に取り組むとともに、関係機関と連携した危険箇所の改修や情報提供に取り組むことが大切です。
- 近年、全国的に局地的豪雨や地震などの災害により、災害に弱い子どもなどが犠牲となったり、ケガをしてしまう事例が多発しています。乳幼児や妊産婦など災害により被害に遭う可能性の高い人が迅速に避難できる仕組みづくりや体制づくりに取り組むことが重要です。
- 「子ども 110 番の家普及・支援」は、防犯の観点から子どもの見守りとして有効な活動であることから、今後、実施することが望まれます。
- 「保護者への助言」は、第一期計画期間内には該当する事案がありませんでしたが、有事の際には適切な対応ができるよう、関係機関との連携強化が必要です。

施策(1)交通安全教室の推進

項目	◇事業内容 ◆現状、今後の方策等	主な所管	評価
①交通安全教育事業	◇子どもの交通事故防止のため、交通安全教室・交通ルール指導・自転車実技指導を行い、交通安全思想の普及・啓発を行う事業です。 ◆交通安全専門指導員による交通安全教室を実施しました。 ◆全体的にバランスの取れた交通安全教室が実施できました。 ◆今後も継続して交通安全専門指導員による交通安全教室を実施していきます。	町民生活課 生活環境係 保健福祉課 子育て支援係	B

項目	◇事業内容 ◆現状、今後の方策等	主な所管	評価
②交通安全運動	<p>◇子どもの交通安全確保のため、交通指導員及び各種団体の活動による交通安全の現場指導を通じ、町民への交通安全意識の啓発を行う事業です。</p> <p>◆登校時の交通指導員による交通安全指導の他、新入園・入学時期や県内統一の交通安全啓発期間による関係団体と協力した街頭立哨により、子どもの交通安全に対する意識を高めるとともに、商業施設や飲食店を対象とした啓発活動や世帯訪問事業により、広く町民への交通安全意識の啓発を図りました。</p> <p>◆交通指導員による現場指導を実施しました。</p> <p>◆今後も継続して交通指導員による現場指導を実施していきます。</p>	町民生活課 生活環境係 教育課 学校教育係	A
③交通安全団体の育成	<p>◇学校における交通安全教室への支援や交通安全に関する団体の育成や、町内会や子ども会などの自主交通安全組織の育成・支援に取り組む事業です。</p> <p>◆対象団体へ適正に補助金を交付し、団体活動を支援しました。</p> <p>◆事業費の執行状況の適正化を求めるとともに、継続して補助金交付により団体を支援していきます。</p>	町民生活課 生活環境係	A
④交通安全関係団体との連携	<p>◇警察署・交通安全協会・交通指導員・交通安全母の会や関係機関・団体との連携・協働による交通安全教室を実施する事業です。</p> <p>◆関係機関・団体と連携し交通安全教室の開催や啓発活動を実施し、春・秋の交通安全運動月間を中心とした交通安全の指導・啓発、マナーの向上等、効果的な指導・取締り等の情報交換、研修の充実を図ることができました。</p> <p>◆春季・夏季立哨や年間を通しての世帯訪問事業など多岐に渡る活動を行いました。</p> <p>◆効果的な事業となるよう継続して実施していきます。</p>	町民生活課 生活環境係	A
⑤通園・通学路の安全点検	<p>◇学校、PTA等との連携による保育所、認定こども園、学校の通園・通学路の安全点検を推進する事業です。</p> <p>◆PTAから要望のあった通学路の交通安全について現地を確認し、警察と協議するなどの対応を行いました。</p> <p>◆各学校、警察と合同で現地確認をし、通学路の交通安全の確保を図りました。</p> <p>◆関係機関と引き続き協議しながら交通安全の確保を図っていきます。</p>	町民生活課 生活環境係	A
⑥チャイルドシート着用の啓発	<p>◇かもしかクラブや認定こども園などでのチャイルドシート装着指導による普及・啓発を図る事業です。</p> <p>◆かもしかクラブや交通安全教室での普及・啓発を行うことができました。</p> <p>◆各教室で幼児に対し、啓発活動を行うとともに、お便りなどで、保護者に対する啓発活動も行っています。</p> <p>◆関係機関と連携して普及・啓発活動を実施していきます。</p>	町民生活課 生活環境係	A

※評価ランク：A＝目標達成、B＝推進できた、C＝実施中である（現状維持）、D＝実施したが見直しが必要、E＝未実施

施策(2)地域での自主防犯・防災体制づくりの推進

項目	◇事業内容 ◆現状、今後の方策等	主な所管	評価
①自主防犯体制づくり	<p>◇防犯パトロール活動、防犯環境の整備等により、地域での自主防犯組織の育成を図り、地域において適切で迅速な対応ができる体制づくりを推進する事業です。</p> <p>◆防犯協会各支部に助成金を交付し、団体の活動を支援することができました。</p> <p>◆今後も継続して団体への補助を行うことにより、安全安心な地域を目指していきます。</p>	町民生活課 生活環境係	B
②防災体制づくり	<p>◇地域の自主防災組織の育成を図り、地域において適切で迅速な対応ができる体制づくりを推進する事業です。</p> <p>◆町内全地域の組織化へ向けて、説明会の開催や直接的な働き掛け、各種自主防災研修会・講座等への参加促進などに取り組みました。</p> <p>◆令和6年3月末現在で、自主防災組織 68 組、94%の組織率となっています。</p> <p>◆組織率 100%を目標として、未組織化地区への働きかけを行っていきます。</p> <p>◆自主防災会又は町内会と民生委員との連携体制を強めるための会議等を実施していきます。</p>	防災対策課 危機管理係 保健福祉課 福祉係	B

※評価ランク:A=目標達成、B=推進できた、C=実施中である(現状維持)、D=実施したが見直しが必要、E=未実施

施策(3)犯罪・事故などの被害から守るための活動の充実

項目	◇事業内容 ◆現状、今後の方策等	主な所管	評価
①関係機関・団体との連携・活動	<p>◇PTA等の学校関係者や少年補導員等の関係機関・団体が連携し、学校付近や通園・通学路、公園・広場の地域環境における防犯活動を推進する事業です。</p> <p>◆防犯協会各支部、青色防犯パトロール登録者による定期的なパトロールを実施することができました。</p> <p>◆今後も継続して活動を実施することにより、犯罪のない社会を目指していきます。</p>	町民生活課 生活環境係 教育課 学校教育係	B

※評価ランク:A=目標達成、B=推進できた、C=実施中である(現状維持)、D=実施したが見直しが必要、E=未実施

施策(4)防犯教育・防犯運動の推進

項目	◇事業内容 ◆現状、今後の方策等	主な所管	評価
①防犯教育・啓発	<p>◇防犯教室・研修会、防犯の情報提供等により、子どもが犯罪の危険を判断するための防犯教育を推進するとともに、防犯についての意識の啓発に取り組む事業です。</p> <p>◆防犯協会で研修会の開催や、登録制メールにて防犯情報の配信を行いました。</p> <p>◆山辺町防犯協会において研修会を開催し、防犯意識の醸成に努めました。</p> <p>◆関係機関との連携強化に努めています。</p> <p>◆今後も継続して活動を実施することにより、防犯意識の醸成に努めます。</p>	町民生活課 生活環境係 教育課 学校教育係	B

項目	◇事業内容 ◆現状、今後の方策等	主な所管	評価
②子ども 110 番の家普及・支援	◇子どもが犯罪などに遭いそうな時や遭った時の緊急避難場所となる「子ども 110 番の家」の設置推進・マニュアル活用等により、「子ども 110 番の家」の普及と支援に取り組む事業です。 ◆関係機関との連携強化に努めています。	教育課 学校教育係	A
③危険情報のメール送信による周知	◇保護者に、不審者などの情報をメールで送信し、適切な対応がとれるよう情報提供を行う事業です。 ◆各学校主体で保護者に対して周知しています。 ◆今後も継続して実施していきます。	教育課 学校教育係	A

※評価ランク:A=目標達成、B=推進できた、C=実施中である(現状維持)、D=実施したが見直しが必要、E=未実施

施策(5)犯罪被害などにあった子どもの保護の推進

項目	◇事業内容 ◆現状、今後の方策等	主な所管	評価
①関係機関・団体との連携	◇警察署、被害者支援連絡協議会等の関係機関・団体と連携した支援を行う事業です。 ◆子どもの保護に至る該当事案はありませんでした。 ◆山辺町犯罪被害者等支援条例及び山辺町犯罪被害者等見舞金支給要綱を制定しました。 ◆関係機関等のリーフレットを窓口で掲示、配布しました。 ◆関係機関との連携強化に努めています。 ◆連携体制の強化・改善を推進しながら、今後も継続して実施していきます。	総務課 庶務係 教育課 学校教育係	B
②子どもへのカウンセリング	◇福祉・教育・保健関係機関や警察等と連携し、子どもに対するカウンセリングを行う事業です。 ◆県のカウンセラーを山辺中学校に配置しているほか、教育相談室にもカウンセラーを配置し、児童に対するカウンセリングを随時受け付けています。 ◆関係機関との連携強化に努めています。 ◆事業の見直しを図り、今後も継続して実施していきます。	保健福祉課 保健指導係 教育課 学校教育係	A
③保護者への助言	◇警察等の関係機関と連携し、被害に遭った子どもの保護者に対する助言を行う事業です。 ◆保護者への助言が必要な該当事案はありませんでした。 ◆関係機関との連携強化に努めています。 ◆今後も継続して実施していきます。	教育課 学校教育係	A

※評価ランク:A=目標達成、B=推進できた、C=実施中である(現状維持)、D=実施したが見直しが必要、E=未実施

推進施策3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

【現状と課題等】

- 我が国では、少子化・核家族化の進行とともに、身近なところに赤ちゃんが少なくなったため、子どもと遊んだり世話をしたりするなどのふれあう機会がないまま、親になる世代が増えています。乳幼児とふれあう機会の減少は、遊び方などの体験不足につながり、子どもを持ったときの養育力に影響を与えることが懸念されます。
- さらに、社会情勢が大きく変化するなかで子どもが大人になったときに、自ら学び考え行動する「生きる力」を育むことが重要です。学校と地域の協働で実状に応じた、子ども一人ひとりに適したきめ細やかな指導を充実し、学校の活性化を推進することが大切です。
- 核家族の進行や共働き家庭の増加は、子どもと保護者のふれあう時間の減少や家庭で子どもを教育する時間の減少を意味します。家庭教育は、子どもの教育の出発点であり、基本的な倫理観や社会的マナー、自制心などを育むうえで非常に重要なことから、保護者へ家庭での教育に関する重要性について広報などによる意識の醸成に取り組むことが重要です。また、我が国では価値観の多様化が進み、子育て家庭と近隣住民などとの関係が希薄化し、地域住民が子育てに関わる機会が減少してきています。子どもを地域社会全体で育む観点から、子育て家庭・地域・学校が連携し、地域全体で子育てに取り組む仕組みづくりが重要です。
- スマートフォン等の普及に伴い、子どもを取り巻く社会環境は大きく変化しています。ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)によるいじめ、自殺、児童を標的にした誘拐、監禁事件が続発しており、自治体、学校現場、保護者、警察が連携して、不審者情報の共有やSNS利用の際の注意点や情報モラルについて研修や、広報啓発活動が必要です。
- 「子どもを取り巻く有害環境対策の推進」は、有害サイト等に関連した犯罪の防止活動を実施しなかったため、今後関係機関と協議し、講演会の開催等の実施について検討する必要があります。

施策(1)子育て意識の育成

項目	◇事業内容 ◆現状、今後の方策等	主な所管	評価
①地域で次代を担う親育ちの環境づくり	<p>◇家庭教育や子育てを行う親を対象とした講演会の開催等、子育てに関する具体的な支援方法を学習する機会づくりについて検討したり、各関係機関との連携体制を構築し、地域で次代を担う親育ちの環境づくりに取り組む事業です。</p> <p>◆多くの保護者が参加できるよう、認定こども園において家庭教育講演会等を実施し、子育てについて学習する機会を提供できました。</p> <p>◆今後も継続して実施していきます。</p>	<p>保健福祉課 保健指導係 教育課 社会教育係</p>	B

項目	◇事業内容 ◆現状、今後の方策等	主な所管	評価
②世代間ふれあい交流の機会創出	<p>◇中学・高校生が、保育所や認定こども園、放課後児童の小学生とふれあう機会の創出を行う事業です。</p> <p>◆中高生ボランティアサークル「ミルク」による事業として、小学生以下を対象とした『ミルクまつり』にて、工作遊び体験を行い、小学生と触れ合っているほか、認定こども園を訪問し、ゲーム等により子どもたちとふれあう機会を創出することができました。</p> <p>◆事業の見直しを図り、今後も継続して実施していきます。</p>	<p>保健福祉課 保健指導係 教育課 社会教育係</p>	B

※評価ランク:A=目標達成、B=推進できた、C=実施中である(現状維持)、D=実施したが見直しが必要、E=未実施

施策(2)子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

項目	◇事業内容 ◆現状、今後の方策等	主な所管	評価
①確かな学力の向上	<p>◇子どもが日々変化する社会の中で主体的に生きることができるよう、基礎的な知識や人間関係を構築する力のもとより、学ぶ意欲・思考力、問題解決能力まで含めた確かな学力を身につける取組を推進する事業です。</p> <p>◆学習内容の評価、研究研修の充実、多元的評価の推進、特別支援教育の充実、進路指導、国際理解教育、就学環境の整備等の取組を行いました。</p> <p>◆町独自で教員向けに指導力向上研修を実施しました。</p> <p>◆今後も引き続き、学力向上のための取組を進めていきます。</p>	<p>教育課 学校教育係</p>	B
②豊かな心の育成	<p>◇子どもの豊かな心を育むため、指導方法や指導体制の工夫改善を推進する事業です。</p> <p>◆福祉教育、環境教育、ふるさと教育、道徳教育、体験活動、不適応対策等の取組を行いました。</p> <p>◆特別支援教育、教育相談の充実により、どの学校も落ちついた学校経営を行うことができました。</p> <p>◆今後も引き続き、各種取組を進めてまいります。</p>	<p>教育課 学校教育係</p>	A
③健やかな体の育成	<p>◇子どもたちが生涯にわたってスポーツに親しむことができるように、学校体育・学校保健・学校給食の面における環境の充実を図る事業です。</p> <p>◆各学校が主体となり、日常の体育活動の充実、スポーツに関わりやすい環境を作り、生涯にわたってスポーツに興味を持てる場を提供することができました。</p> <p>◆今後も継続して実施していきます。</p>	<p>保健福祉課 保健指導係 教育課 学校教育係</p>	A
④信頼される学校づくり	<p>◇情報教育、施設整備、生徒指導等により、家庭や地域社会に開かれた信頼される学校づくりを推進する事業です。</p> <p>◆保護者の意見を取り入れた学校評価をすべての小中学校で実施し、公表することができました。</p> <p>◆今後も継続して実施していきます。</p>	<p>教育課 学校教育係</p>	A

項目	◇事業内容 ◆現状、今後の方策等	主な所管	評価
⑤幼児教育の充実	<p>◇認定こども園と小学校が連携した体制を構築し、認定こども園の教育活動及び教育環境の充実、認定こども園における子育て支援の充実、認定こども園や保育所と小学校との連携の推進等による幼児教育の充実を図る事業です。</p> <p>◆スクールクラスター連携協議会を中心として、幼児期からの切れ目のない支援体制が各機関と連携の上、構築されています。</p> <p>◆引き続き、各種取組を進めます。</p> <p>◆中学・高校生が幼児等とふれあう異年齢交流機会の一層の充実に努めます。</p>	教育課 学校教育係	A

※評価ランク:A=目標達成、B=推進できた、C=実施中である(現状維持)、D=実施したが見直しが必要、E=未実施

施策(3)豊かなつながりの中での家庭教育の支援の充実

項目	◇事業内容 ◆現状、今後の方策等	主な所管	評価
①スポーツ環境の整備	<p>◇スポーツ活動の拠点となる体育施設や学校開放の実施、スポーツ指導體制の整備、子どもの健全育成施設へのスポーツ推進委員の派遣活用、身体に障がいのある方々と一緒にスポーツのできる場の提供等を行う事業です。</p> <p>◆山辺町中央公園体育施設を中心に、スポーツ推進委員、山辺町スポーツ協会、NPO 法人山辺の里スポーツクラブと連携し、各種大会、教室等を開催し、スポーツ環境の整備を図ることができました。</p> <p>◆山辺小放課後子ども教室へのスポーツ推進委員の派遣を行いました。</p> <p>◆ボッチャ(R3)、モルック(R5)の紹介及び実地指導を行いました。</p> <p>◆今後も継続して実施していきます。</p>	教育課 スポーツ振興係	B

※評価ランク:A=目標達成、B=推進できた、C=実施中である(現状維持)、D=実施したが見直しが必要、E=未実施

施策(4)子どもの健全育成活動の推進と啓発

項目	◇事業内容 ◆現状、今後の方策等	主な所管	評価
①子どもの健全育成活動の推進と啓発	<p>◇子どもの健全育成に関する相談体制や情報提供の充実、街頭巡回指導や広報等による環境づくりに関する意識の向上、有害広告物や有害物品の販売機などの撤去活動、読み聞かせ等を推進する事業です。</p> <p>◆青少年育成町民会議による夏休み中の巡回活動や有害図書調査、善行者への表彰等、子どもの健全育成に努めました。また、学校や図書室における読み聞かせを通して、豊かな心の醸成に努めました。</p> <p>◆今後も継続して実施していきます。</p>	教育課 社会教育係	B

項目	◇事業内容 ◆現状、今後の方策等	主な所管	評価
②子どもを取り巻く有害環境対策の推進	<p>◇スマートフォン等の普及に伴う有害サイトを通じた犯罪を防止するため、「青少年インターネット環境整備法」等に基づき、地域住民や関係機関・団体との連携協力の強化による、青少年のインターネットの適切・安全・安心な利用や保護者に対する普及啓発の推進を図る事業です。</p> <p>◆今後は、講演会の開催等、関係機関と協議し実施の検討を図ります。</p>	教育課 社会教育係	E

※評価ランク:A=目標達成、B=推進できた、C=実施中である(現状維持)、D=実施したが見直しが必要、E=未実施

第5章

子ども・子育て支援事業の展開

第5章 子ども・子育て支援事業の展開

1 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して、策定することとされています。令和4年6月の児童福祉法等の一部を改正する法律及び令和6年6月の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立したことを受け、基本指針の改正が行われました。

〈主な改正内容〉

- 家庭支援事業の新設・拡充及び利用奨励・措置に関する事項の追加
- こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加
- 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加
- 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に関する事項の追加
- 産後ケアに関する事業の追加

2 計画の基本的記載事項

(1)教育・保育提供区域の設定

「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に異動することが可能な区域を設定することとされています。

(2)教育・保育の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を設定することとされています。

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定することとされています。

教育・保育施設	認定こども園、幼稚園、保育所など
地域型保育事業	定員が6人以上19人以下の小規模保育、定員が5人未満の家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設
特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う地域型保育事業

(3)地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を設定することとされています。

地域子ども子育て支援事業	
1. 利用者支援事業	10. 病児・病後児保育事業
2. 地域子育て支援拠点事業	11. 放課後児童健全育成事業
3. 妊婦健康診査事業	12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業
4. 乳児家庭全戸訪問事業	13. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
5. 養育支援訪問事業	14. 子育て世帯訪問支援事業【新規】
6. 子育て短期支援事業	15. 児童育成支援拠点事業【新規】
7. ファミリー・サポート・センター事業	16. 親子関係形成支援事業【新規】
8. 一時預かり事業	17. 産後ケア事業【新規】
9. 延長保育事業	18. 妊婦等包括相談支援事業【新規】

(4)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に関する事項の追加

令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図った上で、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において「こども誰でも通園 制度」を実施することとされています。

3 教育・保育事業等の提供区域

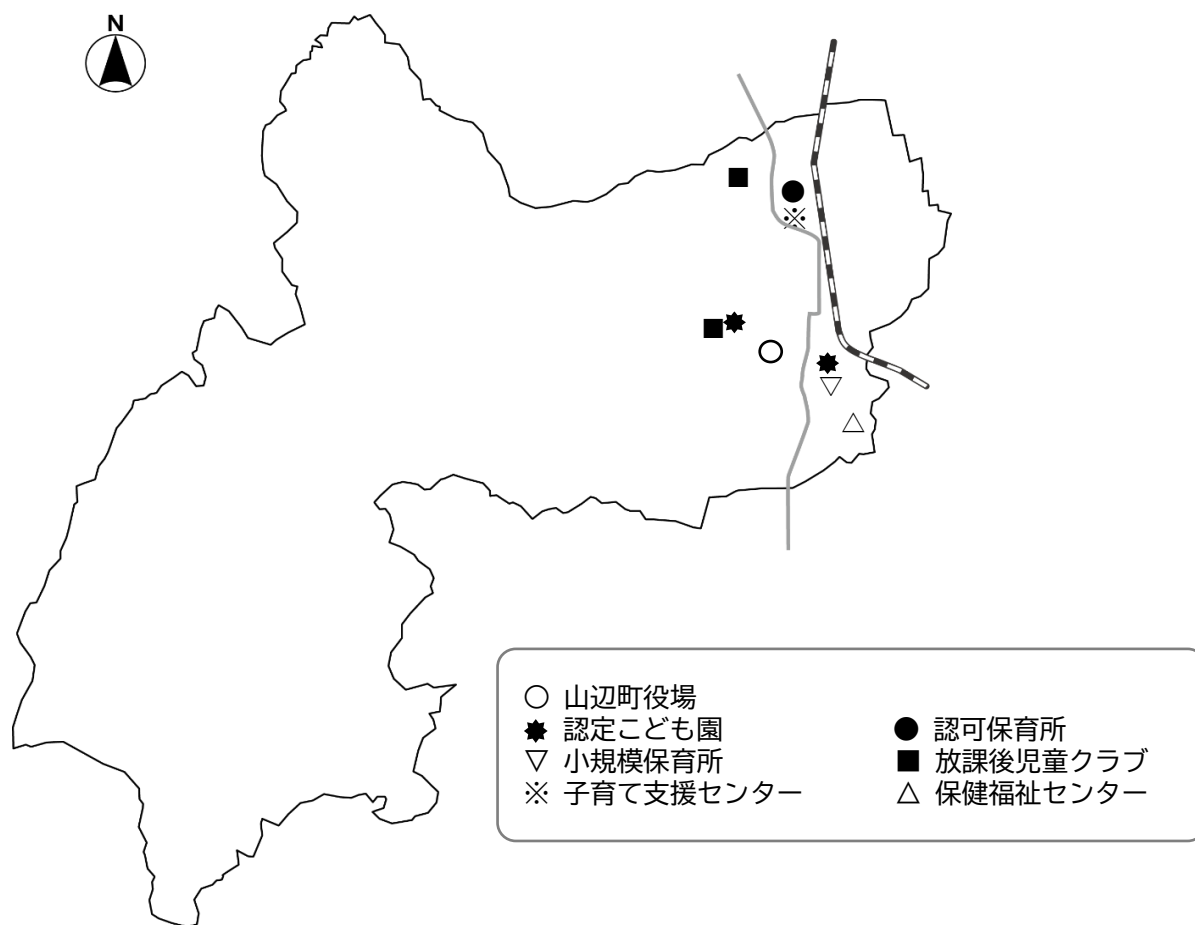
子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

教育・保育提供区域の考え方は、次のとおりです。

- ①地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況、その他の条件を総合的に勘案したものであること。
- ②地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。
- ③地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分ごと、又は事業ごとに設定することができる。

本町では、区域内の児童数や施設の規模、現在の教育・保育の利用状況等を勘案して、町全域を1つの区域として定めることとします。

■ 山辺町子ども・子育て支援事業関連施設の位置図



4 児童人口の将来推計

計画期間の児童人口の推計にあたっては、住民基本台帳の人口推移を踏まえ、コーホート変化率法により算出しました。

■ 就学前児童数の推計値

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	57	56	54	54	52
1歳	67	63	62	60	60
2歳	69	69	65	64	62
3歳	79	74	74	70	69
4歳	84	81	76	76	72
5歳	81	86	83	78	78
計	437	429	414	402	393

※住民基本台帳人口（平成31年～令和5年、各年4月1日現在）に基づくコーホート変化率法による推計

■ 小学生児童数の推計値

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
6歳	90	84	89	86	81
7歳	117	93	87	92	89
8歳	109	118	94	88	93
9歳	116	109	118	94	88
10歳	103	116	109	118	94
11歳	119	104	117	110	119
計	654	624	614	588	564

※住民基本台帳人口（平成31年～令和5年、各年4月1日現在）に基づくコーホート変化率法による推計

5 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1)教育施設(幼稚園、認定こども園)

幼稚園は、学校教育法に基づく教育機関(学校)で、保護者の就労にかかわらず3歳から入園できますが、3歳になる学年(満3歳児)の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。

認定こども園は、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4類型あり、いずれも県の認可・認定を受けた施設です。幼保連携型は、認定こども園法に基づく学校及び児童福祉法に基づく児童福祉施設としての法的位置づけを持ち、教育及び保育を一体的に提供する施設です。幼稚園型は、幼稚園に保育所の機能を併せ持つ施設です(児童福祉法に基づく児童福祉施設としての法的位置づけは持ちません)。保育所型は、保育所に幼稚園の機能を併せ持つ施設です(学校教育法に基づく学校としての法的位置づけは持ちません)。また、地方裁量型は、幼稚園・保育所のいずれの認可もない施設が、地域の教育・保育施設として必要な機能を果たすものです。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	173	172	169	167	165
1号認定	58	58	56	54	53
2号認定	115	114	113	113	112
②確保方策	195	195	195	195	195
特定教育・保育施設	190	190	190	190	190
確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—
町外施設での受入	5	5	5	5	5
過不足(②-①)	17	23	26	28	30

【確保方策】

町内の幼稚園が認定こども園に移行したことにより、施設利用の選択肢が広がり、子育て支援の充実が図られます。

幼稚園から認定こども園へ移行し、より一層、教育施設の充実を図るため支援していきます。

(2) 保育施設(認定こども園、認可保育所)

認定こども園は、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4類型あり、いずれも県の認可・認定を受けた施設です。

認可保育所は、保護者の就労や親族の介護などで、家庭で保育ができない保護者に代わって保育する施設で、児童福祉法に基づいて県の認可を受けた児童福祉施設です。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	176	174	170	165	162
2号認定	45	44	41	37	35
3号認定	131	130	129	128	127
0歳	24	24	24	24	24
1歳	51	50	50	49	49
2歳	56	56	55	55	54
②確保方策	179	179	179	179	179
特定教育・保育施設	160	160	160	160	160
2号認定	45	45	45	45	45
3号認定	115	115	115	115	115
0歳	15	15	15	15	15
1歳	41	41	41	41	41
2歳	59	59	59	59	59
地域型保育	19	19	19	19	19
3号認定	19	19	19	19	19
0歳	9	9	9	9	9
1歳	10	10	10	10	10
2歳	—	—	—	—	—
過不足(②-①)	3	5	9	14	17

【確保方策】

認定こども園への移行により保育施設が増えたことに伴い、より一層、保育施設の充実を図るため支援していきます。

3歳未満児の受け入れ強化のため、保育士の確保に努めます。

町独自の保育料負担軽減策として、認可外保育施設に入所されている3歳未満児の保護者に対し、引き続き保育料の補助など必要な支援を行っていきます。

(3)地域型保育事業(再掲)

①小規模保育事業

国が定める最低基準に適合した保育施設で、市町村の認可を受けた定員6～19 人で行う保育事業です。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	19	19	19	19	19
2号認定	—	—	—	—	—
3号認定	19	19	19	19	19
0歳	9	9	9	9	9
1歳	10	10	10	10	10
2歳	—	—	—	—	—
②確保方策	19	19	19	19	19
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【確保方策】

現在、本町には「小規模保育事業A型」の事業所が1施設あります。
継続して事業を実施し、必要な支援を行っていきます。

②事業所内保育事業(企業主導型保育施設)

企業などが、主に従業員用に運営する保育施設です。

【確保方策】

現在、町内では実施していない事業です。
今後は需要動向等をみながら、事業実施について検討します。

③家庭的保育事業

保育者の家庭などで子どもを保育するサービスです。

【確保方策】

今後は需要動向等をみながら、事業実施について検討します。

④居宅訪問型保育事業

ベビーシッターのような保育者が、子どもの家庭で保育するサービスです。

【確保方策】

現在、町内では実施していない事業です。
今後は需要動向等をみながら、事業実施について検討します。

6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1)利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

単位：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
基本型・特定型	－	－	－	－	－
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
基本型・特定型	－	－	－	－	－
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

現在、本町では保健福祉センターにおいて、こども家庭センター型の利用者支援事業を実施しており、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行っています。

継続して事業を実施し、必要な支援を行っていきます。

(2)地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
②確保方策	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

子育て支援センターにおいて、「めんごっこ広場」、「子育て広場」を開催し、自由に遊んだり、他の幼児と交流を深めたり、親同士が情報交換をしたり、子育ての不安や悩みの相談を受けたりしています。

継続して事業を実施し、必要な支援を行っていきます。

(3)妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

単位：人回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,100	1,100	1,100	1,100	1,000
②確保方策	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
過不足(②-①)	0	0	0	0	100

【確保方策の考え方】

妊娠の届出を行ったすべての妊婦に、妊婦健康診査受診票を交付し、健診費用の助成を行っています。

継続して事業を実施し、必要な支援を行っていきます。

(4)乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	60	59	57	57	55
②確保方策	70	70	70	70	70
過不足(②-①)	10	11	13	13	15

【確保方策の考え方】

事業の対象となる全家庭を保健師が訪問し、発育状況の確認や予防接種等、子育てに関する情報提供を行っています。

継続して事業を実施し、必要な支援を行っていきます。

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

産前産後における家事や育児が困難な妊産婦に対し、保健師が訪問し、相談や指導を行い、寄り添った支援を行っています。

継続して事業を実施し、必要な支援を行っていきます。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
ショートステイ	1	1	1	1	1
トワイライトステイ	1	1	1	1	1
②確保方策	2	2	2	2	2
ショートステイ	1	1	1	1	1
トワイライトステイ	1	1	1	1	1
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

現在、2か所の施設に委託して事業を実施しています。

継続して事業を実施し、必要な支援を行っていきます。

(7)ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	110	110	110	110	110
②確保方策	110	110	110	110	110
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

未就学児の利用を想定していますが、就学児の利用についても必要な支援を行っていきます。

(8)一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

① 幼稚園型

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	100	100	100	100	100
②確保方策	100	100	100	100	100
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

② 幼稚園型を除く

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	50	50	50	50	50
②確保方策	50	50	50	50	50
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

継続して事業を実施し、必要な支援を行っていきます。

(9)延長保育事業（時間外保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	100	100	100	100	100
②確保方策	100	100	100	100	100
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

公立保育所と認定こども園で、同じ時間で延長保育を実施しています。
継続して事業を実施し、必要な支援を行っていきます。

(10)病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
②確保方策	10	10	10	10	10
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

現在、町内に病児保育施設はありませんが、山形連携中枢都市圏の連携事業として、町内にお住まいの方も連携市町の施設を利用できます。
継続して事業を実施し、必要な支援を行っていきます。

(11)放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	160	160	170	180	190
1年生	61	57	56	52	54
2年生	56	52	51	49	49
3年生	27	25	27	30	31
4年生	6	16	19	22	24
5年生	5	5	9	15	18
6年生	5	5	8	12	14
②確保方策	160	200	200	200	200
過不足(②-①)	0	40	30	20	10

【確保方策の考え方】

現在、2か所の団体に事業を委託し実施しています。また、小学校6年生までの受け入れも可能としています。

継続して事業を実施し、需要動向を見ながら、必要な支援を行っていきます。

(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
②確保方策	10	10	10	10	10
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

継続して事業を実施し、必要な支援を行っていきます。

(13)多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【確保方策の考え方】

現在、町内では実施していない事業です。
需要動向等をみながら検討します。

(14)子育て世帯訪問支援事業【新規】

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。

【確保方策の考え方】

現在、町内では実施していない事業です。
需要動向を見ながら検討します。

(15)児童育成支援拠点事業【新規】

虐待の防止や子どもの最善の利益の保障、健全な育成を目的とし、養育環境や家庭、学校に課題を抱える子どもやその家族に、居場所となる場を提供し、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供など、さまざまな支援を行う事業です。

【確保方策の考え方】

現在、町内では実施していない事業です。
需要動向を見ながら検討します。

(16)親子関係形成支援事業【新規】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者とその児童を対象に、親子間の適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

【確保方策の考え方】

現在、町内では実施していない事業です。
需要動向を見ながら検討します。

(17)産後ケア事業【新規】

誰もがより安全・安心な子育て環境を整えるため、退院直後の母子に対して心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。

単位:人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	15	15	15	15	15
短期入所（ショートステイ）型	0	0	0	0	0
通所（デイサービス）型	10	10	10	10	10
居宅訪問（アウトリーチ）型	5	5	5	5	5
②確保方策	15	15	15	15	15
短期入所（ショートステイ）型	0	0	0	0	0
通所（デイサービス）型	10	10	10	10	10
居宅訪問（アウトリーチ）型	5	5	5	5	5
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

現在、5か所の助産院・病院に業務を委託し実施しています。
継続して事業を実施し、必要な支援を行っていきます。

(18)妊婦等包括相談支援事業【新規】

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ事業です。

単位:回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	65	65	65	65	65
②確保方策	65	65	65	65	65
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

母子手帳交付時に専門職による面談を全員に実施しています。
妊娠中から産後にかけて、継続的に支援を行っていきます。

(19)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】

保育所等を利用していない0歳6か月から満3歳未満の子どもが、保護者の就労状況にかかわらず、月一定時間までの利用枠のなかで、時間単位等で柔軟に保育所等に通える制度です。子どもが家庭以外の場で家族以外の人と接する機会を得ることで、心身の発達を促すほか、保護者の育児負担の軽減などが期待されています。

単位:人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	6	6	6	6
0歳児	0	2	2	2	2
1歳児	0	2	2	2	2
2歳児	0	2	2	2	2
②確保方策	0	6	6	6	6
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

需要動向を見ながら、令和8年度からの実施に向けて、取り組んでいきます。

7 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について

(1) 認定こども園の普及及び推進

認定こども園とは、いわゆる認定こども園法に基づき、幼稚園的機能と保育所的機能を併せ持った施設として都道府県から認定を受けた施設で、以下の4つの類型があります。一般的には既存の幼稚園や保育所が必要な機能を備えて、都道府県から認定を受けることになります。

幼保連携型	認可幼稚園と認可保育所が一体的な運営を行う、認定こども園としての機能を果たすタイプ
幼稚園型	認可幼稚園が、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ
保育所型	認可保育所が、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ
地方裁量型	幼稚園・保育所いずれの認可もない教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

本町には、現在2箇所の認定こども園があります。

今後もこの体制を維持できるよう努めるとともに、認定こども園への新たな移行や参入の申請が行われた場合は、申請状況等を勘案しながら、適切な対応を行います。

(2) 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援

乳幼児期の教育・保育の目指すところは、本質的には、すべての子どもの健やかな育ちであり、そのためには、教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の資質向上が不可欠です。そのため、幼稚園教諭と保育士が、教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有できるよう、各種研修会の的確な情報提供を行います。

また、障がいのある子どもや特別な支援を要する子どもについて、その状況を的確に把握し適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化するとともに、職員の資質向上に努めます。

(3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援法においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質で適切な内容と水準をもった子ども・子育て支援が求められています。そのため、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育及び地域子育て支援事業の確保と妊娠・出産期から学童期までの切れ目ない支援体制の確保に努め、一人ひとりの子どもが個性のあるかけがえのない存在として成長していけるよう支援していきます。

(4)教育・保育施設と小学校等との連携

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、幼児期の育ちが学びと義務教育の基盤となります。質の高い支援を行うためには、子どもの発達を保育所・認定こども園、そして小学校、更には中学校までの長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法についての理解を深め、共有することが必要となります。

本町では、教育・保育施設と小学校、中学校への円滑な接続を図るとともに、幼児教育と義務教育の望ましい連携の在り方を協議するため、「スクールクラスター連携協議会」を開催し、今後もその取組の充実を図っていきます。

8 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

子育てのための施設等利用給付の実施にあたり、公正かつ適切な支給の確保に努め、保護者への制度の案内等を的確に行うこととします。また、給付にあたっては、保護者の経済的負担や利便性及び事業運営に支障をきたすことのないよう、制度の円滑な実施に向けて努めていきます。

第6章

計画の推進・評価体制

第6章 計画の推進・評価体制

1 計画の推進体制

本計画は福祉にとどまらず、教育、保健、住宅、道路、産業振興など、様々な分野に関わること、また5年間の集中的・計画的な取組が必要であることから、「山辺町子ども・子育て支援推進会議」と認定こども園・保育所・学校をはじめ、地域・企業・行政等の関係機関との連携を強化していきます。

また、子ども・子育てを取り巻く社会環境や本町の社会状況の変化に適切に対応しながら、子育て家庭の実情を踏まえて、子ども・子育て施策を総合的に推進していきます。

2 計画の公表及び周知

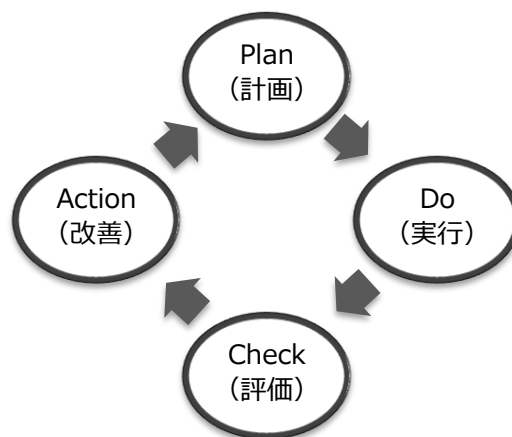
計画の目標を達成するためには、計画の内容を広く住民に知ってもらう必要があるため、情報公開を進めるとともに双方向での情報交流や効果的な情報発信に努めます。

また、計画の周知にあたっては、本計画書を公表するとともに、町広報紙やホームページ等による情報発信を推進し、町民一人ひとりに広く情報が行きわたるよう、周知に努めます。

3 計画の評価と進行管理

計画の進行管理にあたっては、PDCAサイクルを導入し、「山辺町子ども・子育て支援推進会議」において、計画の進捗状況の確認、評価及び見直しを行います。

また、目標や指標の達成状況に応じて、計画期間の中間年において必要な計画の見直しを行います。



資料編

資料編

1 山辺町子ども・子育て支援推進会議

(1)山辺町子ども・子育て支援推進会議条例

平成25年12月16日条例第33号

山辺町子ども・子育て支援推進会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、山辺町子ども・子育て支援推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、町長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更
- (2) 特定教育・保育施設の利用定員の設定
- (3) 特定地域型保育事業の利用定員の設定
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況
- (5) その他町長が必要と認める事項

2 推進会議は、前項に規定する事項に関し、必要に応じ町長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 保育関係者
- (4) 保護者の代表
- (5) 子ども関係団体の代表
- (6) 公募による者
- (7) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を述べさせ、又は資料の提出を求めることができる。

5 会長は、必要と認めるときは、推進会議に部会を置くことができる。

（庶務）

第7条 推進会議の庶務は、保健福祉課において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(2)委員名簿

NO.	構成	氏名	所属団体等	役職名
1	学識経験者	阿部 裕子	主任児童委員	
2		山澤 勉	主任児童委員	会長
3	教育関係者	渡邊 充枝	認定こども園やまべ幼稚園園長	
4		三吉 圭子	認定こども園ゆりかご幼稚園園長	
5		鈴木 義彦	山辺町小中校長会長(山辺小学校長)	
6	保育関係者	小座間 美紀子	安達峰一郎記念保育所長	
7	保護者の代表	樋口 智明	山辺町 PTA 連合会会長 (山辺小学校 PTA 会長)	
8		海谷 哲	安達峰一郎記念保育所父母の会会長	
9		庄司 浩幸	ゆりかご児童クラブ保護者代表	
10	子ども関係団体の代表	滝口 和子	子育て広場事業指導員	
11		三吉 圭子	ゆりかご児童クラブ代表	
12		松田 博之	山辺町青少年育成町民会議会長	副会長
13	町長が必要と認めた者	渡邊 美和	山辺町教育委員	

NO.	構成	氏名	所属団体等
1	事務局	佐藤 春美	保健福祉課長
2		秋葉 雅司	保健福祉課 主幹兼子育て支援係長
3		松浦 絵里菜	保健福祉課 子育て支援係
4		多田 春香	保健福祉課 子育て支援係

(3)策定経緯

開催日	会議名等	内容
令和5年7月19日	令和5年度第1回山辺町子ども・子育て支援推進会議	保育所・幼稚園の現状、計画策定に係るニーズ調査実施について
令和5年11月8日 ～11月22日	山辺町子ども・子育て支援に関するニーズ調査	保育ニーズや本町の子育て支援サービスの利用状況・利用意向、子育て世帯の生活実態、要望・意見などに関するアンケート
令和6年3月12日	令和5年度第2回山辺町子ども・子育て支援推進会議	特定教育・保育施設の利用定員設定、ニーズ調査結果の速報値
令和6年7月25日	令和6年度第1回山辺町子ども・子育て支援推進会議	ニーズ調査結果、第3期山辺町子ども・子育て支援事業計画策定の方針、今後のスケジュール
令和6年11月14日	令和6年度第2回山辺町子ども・子育て支援推進会議	第3期山辺町子ども・子育て支援事業計画骨子案、課題の抽出、今後のスケジュール
令和6年12月20日	令和6年度第3回山辺町子ども・子育て支援推進会議	第3期山辺町子ども・子育て支援事業計画素案、パブリックコメントの実施について、今後のスケジュール
令和7年1月6日 ～1月20日	パブリックコメント	広報及びホームページで、パブリックコメント(意見公募)を実施
令和7年2月18日	令和6年度第4回山辺町子ども・子育て支援推進会議	特定教育・保育施設の利用定員設定、第3期山辺町子ども・子育て支援事業計画案について

2 用語解説

【か行】

●確認を受けない幼稚園

子ども・子育て支援新制度施行後も現行のままの運営をする幼稚園のことです。

子ども・子育て支援新制度において、あらたに制定される設備や運営の基準を満たしたうえで、公費の給付対象となる施設（施設型給付の対象となる教育・保育施設）としての「確認」を受けない旨の申し出を行った幼稚園のことです。

●確保方策

幼児期の学校教育及び保育、地域子ども・子育て支援事業について、計画期間中の必要量に対応するための確保の内容及び実施時期を定めるものをいいます。

●協働

住民、住民公益活動団体、事業者、行政など、異なる性格を持つ組織・集団が、それぞれ固有の機能を提供しながら、対等の立場で協力し合うことをいいます。「協力しながら働く」という意味から「協働」という表現を使います。

●合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当するものです。

●子育てサークル

子育て中の親子（主に保育所や幼稚園に通っていない3歳未満の乳幼児とその親）が、自主的に子育てに関する情報交換、遊びを通じた交流などを行っているグループのことです。

●子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とした施設です。（子ども・子育て支援法第59条、児童福祉法第6条の3）

●子ども・子育て支援

すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体又は地域における子育て支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいいます。

●子ども110番の家

「子ども110番の家」の旗等を掲げ、子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになった時に、駆け込み、助けを求めることができる地域の協力家庭や事業所等のことです。

●こども大綱

子どもや若者が生きやすい社会を実現するために、国の施策の基本的な方針を定めたものです。こども基本法に基づいて策定され、こども・若者や子育て当事者のため、こども施策を総合的に推進することを目的としています。

●コーホート変化率法

同じ年、または同じ時期に生まれた人々の集団（コーホート）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法のことです。

【さ行】

●次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業者による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずることを目的とした政策です。

●児童虐待

保護者がその監護する児童に対し、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（育児放棄）、心理的虐待を行うことをいいます。

●児童相談所

児童相談所は、児童福祉法に基づいて設置されており、18歳未満の児童についての一般家庭、学校などからのあらゆる相談に応じ、児童が心身ともに健やかに育つよう援助する専門機関です。

●児童扶養手当

父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭などに支給される手当で、その家庭の生活の安定や自立に寄与することによって、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。（平成22年8月から改正）

●児童養護施設

児童福祉法に定められる施設です。保護者のない児童、虐待されている児童など、環境上養護を要する児童を入所させ、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設です。

●主任児童委員

地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行う、厚生労働大臣から委嘱された民生・児童委員のうち、児童に関することを専門的に担当するため別途大臣から指名された委員です。

●食育

食品の安全性への不信感や、生活習慣病の増加などを背景に、食材や食習慣、食文化、栄養などに関する理解を深めるなど、食を通じて、身体や心の健康を育むこと。

●スクールクラスター

域内の教育資源（幼、小、中、高、特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室）の組み合わせのことを指します。

【た行】

●待機児童

入所要件を満たしているにも関わらず、入所申込を行っても定員超過等の理由により入所できない状況にある児童のことです。

●男女共同参画

「男は仕事、女は家庭」「男は主要な業務、女は補助的な業務」というような、性別による役割分担意識にとらわれることなく、家庭、学校、地域、職場など社会のあらゆる分野に男女が対等な立場で参画することができ、責任を担い、共に支え合いながら、個性と能力を発揮することです。

●地域型保育

家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育の総称です。

●地域子育て支援拠点事業

地域の身近な場所で乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業のことです。

●特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」のことです。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれません。

●特別支援教育

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

【な行】

●認可外保育施設

乳幼児を保育している施設のうち、児童福祉法に基づく認可を受けていない施設のことです。

●認定区分（1号認定、2号認定、3号認定）

子ども・子育て支援法第19条に規定される、教育・保育施設を利用するに当たり市町村から認定を受ける以下の3区分のことです。

- ・1号認定：満3歳以上で、教育（幼稚園・認定こども園）を希望する場合
- ・2号認定：満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合
- ・3号認定：満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合

【は行】

●発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと定義されています。

●バリアフリー

子育て中の親子や高齢者、障がい者などが社会生活を営むうえで障害となる物理的、精神的な障壁（バリア）を取り除くことです。

●PDCAサイクル

Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する、生産技術における品質管理などの継続的改善手法です。

●保育所

就労又は疾病等のため乳幼児を保育することができない保護者に代わって日々乳幼児を保育する施設です。なお、都道府県等の認可を受けた施設と認可を受けていない施設があります。

●放課後子ども教室

学校施設などを活用し、保護者や地域の多様な人材の参画を得て、放課後の安全・安心な居場所やスポーツ・文化活動などの多様な体験活動を提供する場のことです。保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用できます。

●放課後児童クラブ

小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の健全な育成を図る放課後児童健全育成事業を行う場所のことをいいます。

【ま行】

●民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において常に住民の立場に立った相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者であり、児童委員を兼ねています。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるよう、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配事などの相談・支援等を行います。

【や行】

●ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものことをいいます。

●幼稚園

学校教育法に基づき、都道府県知事の認可を受けて設置・運営される満3歳から5歳の子どもの対象とする施設のことです。

●要保護児童対策地域協議会

虐待を受けた子どもなど要保護児童等の早期発見や適切な対応・支援を行うため、関係機関が連携して情報共有を行い、支援方針や役割分担の協議、支援の進捗管理を行うネットワークです。

【ら行】

●労働力率

15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合です。

【わ行】

●ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のことです。「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」を目指しています。

第3期山辺町子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和7年3月

発行元 山辺町保健福祉課

住 所 〒990-0392 山形県東村山郡山辺町緑ヶ丘 5 番地

T E L 023-667-1107 F A X 023-667-1108

U R L <https://www.town.yamanobe.yamagata.jp/>
